

第IV章 事務手続き

1 排水設備工事の申請手続き

1.1 書類の届出

公共下水道を使用する場合には、所定の書類を提出し、管理者の確認を受けなければならない。

(VI-2-10：参照)

1 着手前

(1) 排水設備等工事確認申請書、位置図、工事設計調書、図面（平面図・縦断面図・立面図）を各2部（1部は写）及び排水の使用開始届を1部提出しなければならない。

(2) 申請・しゅん工図面は、新設される排水設備については、赤の実線表示。既設の排水設備については、黒の破線表示とする。

(3) 特殊な設備（阻集器、ディスポーザ、除外施設等）を設置する場合は、詳細図及び必要な書類を提出しなければならない。

2 しゅん工時

排水設備等工事しゅん工届、位置図、工事設計調書（清算）、しゅん工図面（平面図・縦断面図・立面図）、工事検査確認表を各1部提出しなければならない。

1.2 既存配管の取り扱い

既存配管を利用し、排水設備工事をする場合、既存部において不具合があった場合は、申請者に対し不具合の原因を説明し、やり直さなければならない。

ただし、著しく流下能力を阻害する状況でない場合に限り、申請者の経済的理由等により不具合部分を継続使用する場合は、申請者に対し支障の可能性を説明した上で施工すること。

1.3 しゅん工届に添付する書類の取り扱い

排水設備工事が完了し、しゅん工届提出後に外構工事を計画している場合で、地盤高、土被り等が定まらない場合は、造成計画の地盤高により図面作成すること。

1.4 排水設備のしゅん工届提出時の留意事項

以下の事項に留意の上、しゅん工届を提出し、検査を受けること。

1 図面

(1) 公設柵の位置について、道路、隣地等からのオフセットを記入すること。

(2) 全ての柵の深さ（ドロップ柵の場合は流入と流出）、柵間の芯々の延長を実測し記入すること。

(3) 土被りは20 cm以上確保していること。

- (4) 柵間の延長は、12 m以内となっていること。(管径100 mmの場合)
- (5) 柵間の勾配は、2 %以上 10 %未満となっていること。(管径100 mmの場合)
- (5) 外流しの排水は溜柵で、電気温水器(エコキュート等)の排水はトラップ柵で受けていること。
- (6) 上記溜柵には、エルボトラップがついていること。
- (7) 浄化槽処理より直接放流へ改造施工の場合、撤去した浄化槽の位置を明記すること。
- (8) 設計図面、竣工図面において、柵の位置や数の変更が、わかりやすく表示されていること。

2 その他

- (1) 検査前に、管の清掃後水を流し、滞留する排水管路はないかチェックすること。
- (2) 井戸水の場合、使用人数を明記すること。
- (3) 検査時には、検査立会に必要な工具、メジャー等の準備を万全にし、検査に支障の無い様にする。

1.5 水洗便所改造資金貸付制度利用に伴う申請

申請者が、市の貸付金制度の利用を希望する場合は、工事着手前に必要書類を提出しなければならない。

施工中に変更となった場合は、速やかに変更書類を提出しなければならない。

1 水洗便所改造資金貸付制度について

(1) 貸付対象者

- ① 処理区域内にある家屋の所有者、又は、占有者(当該改造について所有者の同意を得た場合に限る。)であること。
- ② 八千代市に住所を有する者であること。
- ③ 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ④ 償還能力を有すること。
- ⑤ 確実な連帯保証人を有すること。

(2) 連帯保証人

- ① 八千代市に住所を有していること。
- ② 独立して生計を営んでいること。

(3) 貸付金額

資金の貸付金額は、貸付対象の工事に要した費用の範囲内で、1汲み取り口につき30万円以内とする。

(4) 貸付申請の提出書類

排水設備の計画の確認を受けるとともに、連帯保証人と連署の上申請する。

- ① 水洗便所改造資金貸付申請書添付書類
 - ア 申請者の市税納税証明書(市県民税)(非課税の場合は、非課税証明書添付)
 - イ 排水設備等確認申請書(金額入り)
 - ウ 排水設備等工事設計調書

(5) 貸付の決定

申請を受理後、調査の上、貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。
通知は水洗便所改造資金貸付決定通知書（第2号様式）による。

(6) 資金の交付手続・提出書類

排水設備等工事竣工検査合格後、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ① 水洗便所改造資金借用証書（第3号様式）
- ② 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③ 委任状（貸付金の受領に関する件）
- ④ 水洗便所改造資金貸付金振込依頼書
- ⑤ その他管理者が必要と認める書類

(7) 貸付条件

- ① 貸付期間 3年以内
- ② 貸付利子 無利子
- ③ 償還方法 貸付を受けた日の翌月から元金均等分割払いの方法による月賦償還

1.6 申請者への説明

工事責任者は申請者に対し、工事の内容・工事費・完了後の維持管理方法等について、十分な説明を行うとともに、使用開始後の相談についても、真摯に対応を行うよう努めること。

1.7 公設柵及び取付管

公設柵及び取付管については、公共下水道本管と同様に、公共下水道管理者が管理する施設であり、管理者の許可なしに移設、撤去、改造、増設等を行うことはできない。

上記を希望する場合は、八千代市下水道排水設備工事業者等に依頼し、申請許可後、依頼業者によって施工すること。

1 公共下水道施工承認・排水接続承認申請の事務手続きについて

(1) 申請

- ① 申請書は正・副2部とし、正は、署名押印等すべて原本とする。
- ② どの筆の部分の土地使用承諾書が必要であるか確認するため、下水道本管、人孔、取付管、公設柵の新設及び入替え工事等に関する施工箇所を添付する公図上に記載すること。
- ③ 登記簿謄本及び公図は、原則として3ヶ月以内のものを提出すること。
ただし、3ヶ月以内のものであっても、記載事項等の変更が判明している場合は、最新のものを提出すること。（複写提出可）
- ④ 公設柵等の設置にあたっては、民地及び私道に係る取付管及び公設柵等を、新設する箇所の土地所有者全員の土地使用承諾書（八千代市指定様式）を提出すること。
- ⑤ 添付する縦断図については、八千代市標準縦断図のように、各使用部材名称や、公設柵の深さ等の数値を必ず記入すること。
- ⑥ 工事概要のLは、公共下水道本管芯から公設柵芯まで及び人孔芯から公設柵芯までの距

離を記入すること。

- ⑦ 八千代市市章入蓋を使用する旨を記入すること。
- ⑧ 案内図は、縮尺2,500分の1以内とし、工事施工箇所が明確に分かるものを提出すること。
- ⑨ 土地使用承諾書の記載事項は、原則、土地所有者本人、又は、法的に認められる代理人、若しくは代理人が自書し、パソコン等で印字されたものは不可とする。
ただし、申請者本人から委任を受けていて、委任状を添付した場合はこの限りではない。
- ⑩ 公設柵取出箇所が多数ある場合は、取付管標準図と、取付管一覧表を添付すれば良い。
- ⑪ 取付管標準図は、本管取出の場合及び人孔付け箇所があればそれも添付する。
- ⑫ 取付管一覧表の項目は、宅地番号、公設柵の深さ、上流人孔からの距離、本管及び人孔芯から公設柵の芯までの距離を表記すること。
- ⑬ 塩ビ製公設柵の場合、基礎は砂基礎 10 cmを標準とし、砕石などの管に悪影響を及ぼす可能性のある方法は用いないこと。また、地盤等の条件が良好でない場合は、適切な措置を講じること。また、その旨を縦断図に記入すること。
- ⑭ 内径 200mmの公設柵で対応できる深さは、流入管底で80cm～150cmまでとし、150 cmを超える場合は、人孔公設柵とすること。ドロップ柵（表Ⅲ-10-5参照）も可能とする。
- ⑮ 新設、又は、既設人孔にインバートを新たに築造する場合は、インバート施工図を添付すること。
- ⑯ 八千代市上下水道局所管の雨水本管に接続する場合も、汚水と同様の扱いとする。
- ⑰ 道路占用許可申請は、八千代市の条例を参考にして適切に行う。

(2) 完了編

- ① 工事完了後5日以内に、完了届を必ず提出すること。
- ② 完了届には、位置図、出来形平面図、出来形縦断図、工事写真を添付すること。

ア 工事写真撮影箇所

公共下水道管及び人孔への取付管接続工事に係る工事写真撮影箇所は下記の通りとする。

- ・着工前（道路）
- ・カッター工
- ・舗装取壊し及び積込み・路盤積込み
- ・本管土被り及び占用位置
- ・穿孔状況・コア抜き
- ・支管ボンド塗布・支管取付・番線巻き
- ・直管及び曲管布設配管
- ・砂基礎10cm
- ・柵底部基礎工・柵設置・柵水平確認・柵立上げ・柵深さ
- ・八千代市市章入蓋
- ・道路境界からの距離（オフセット）
- ・人孔芯から取付支管までの距離が近い場合は、1 m以上の離隔確認が可能な写真

人孔接続の場合は、上記の写真に下記の写真を追加撮影すること。

・インバート工

イ 開発行為及び開発事業に係るものについては、建設課に回付する必要があるため、

位置図

出来高平面図

出来高縦断図（2部提出）すること。

また、検査は現地検査を実施する。

ウ 道路位置指定等本管延長工事を伴う場合も、現地検査を実施する。

1.8 公設汚水柵の新設等工事図面

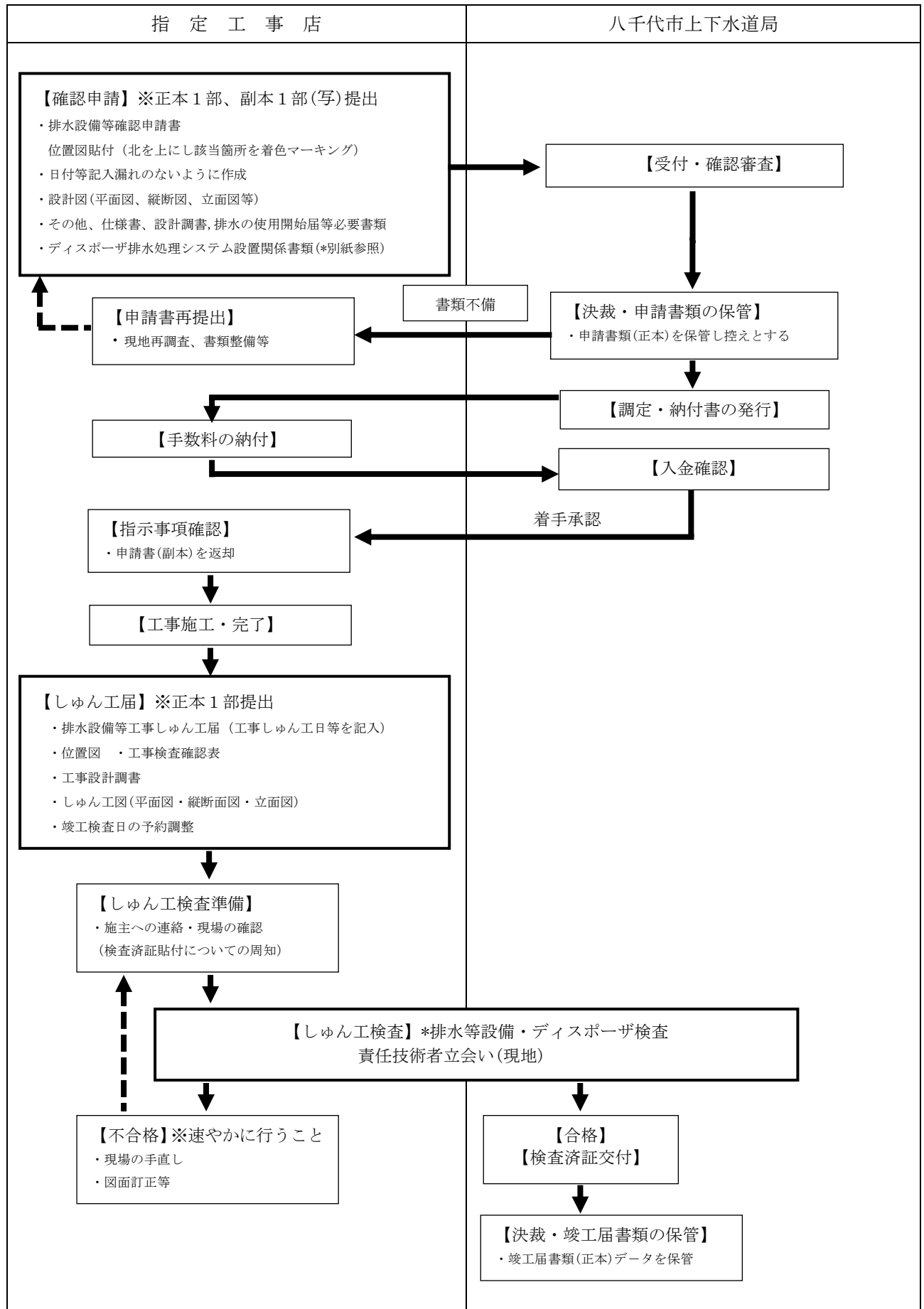
下水道法第16条の規定により、公設汚水柵の新設、撤去、入替等の工事を申請する業者は、申請図面及び竣工図面に下記の項目を記載する。

- 1 上流人孔からの距離
- 2 本管からの距離（芯距離）

1.9 協 議

基準によらない事項、もしくは疑義等が生じた場合は、工事申請前、又は、必要な都度公共下水道管理者と協議するものとする。

2 排水設備工事申請手順



公共下水道工事施行承認申請書

(本管延長工事申請)

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

住所 _____
 申請人 氏名 _____
 TEL () _____

下記のとおり、公共下水道に関する工事を施行したいので下水道法第16条の規定により承認
 くださいますよう申請いたします。

記

1. 工事施工場所	八千代市 地先	
2. 目的	1. 開発行為 2. 開発事業 3. 道路位置指定 4. その他 ()	
3. 工事施工概要	汚 水	雨 水
	管径 mm 管種 1. ヒューム管 2. 塩ビ管 3. 陶管 4. その他 延長 L= m 人孔 個 公設汚水柵 個	管径 mm 管種 1. ヒューム管 2. 塩ビ管 3. 陶管 4. その他 延長 L= m 人孔 個 柵 個
4. 施工後の処理	工事完了検査後、移管申請書により、完成物件は市に無償移管いたします。 なお、移管申請に関する諸費用等は、申請人によるものといたします。	
5. 工事期間	承認の日から 年 月 日 迄	
6. 施工予定業者	住所 _____	
	業者名 _____	
	代表者 _____ TEL () _____	
7. 添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図・位置図(1/10,000・1/2,500) <input type="checkbox"/> 施工平面図(1/500) <input type="checkbox"/> 縦断図(1/100・1/500) <input type="checkbox"/> 排水接続構造図(基礎・人孔・蓋関係・その他) <input type="checkbox"/> 公図写し <input type="checkbox"/> 登記簿謄本写し <input type="checkbox"/> 土地使用承諾書 <input type="checkbox"/> その他	

※ 工事施工方法等については市の指示に従います。

※八千代市下水道事業計画及び下水道施設設計指針等を遵守いたします。

※工事に際し、利害関係のある場合、当該利害関係者の承諾書を添付いたします。

連絡先 TEL () _____

排水接続承認申請書

(本管延長に伴う接続及び公設汚水柵接続申請)

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

住所 _____
 申請人 氏名 _____
 TEL () _____

下記のとおり、公共下水道に接続したいので承認くださいますよう申請いたします。
 記

1. 工事施工場所	八千代市 地先	
2. 工事施工概要	汚水	雨水
	管径 mm	管径 mm
	管種 1.ヒューム管 2.塩ビ管 3.陶管 4.その他	管種 1.ヒューム管 2.塩ビ管 3.陶管 4.その他
	延長 L= m	延長 L= m
	公設汚水柵 個	公設柵 個
公設柵深さ cm		
3. 工事着工予定	年 月 日	
4. 工事完了予定	年 月 日	
5. 施工予定業者	TEL () _____	
6. 添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 (1/2, 500) <input type="checkbox"/> 平面図 (1/500) <input type="checkbox"/> 縦断図 (1/100・1/500) <input type="checkbox"/> 排水接続構造図 <input type="checkbox"/> 土地使用承諾書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本写し <input type="checkbox"/> 公図写し <input type="checkbox"/> 協定書・同意書(開発事業・開発行為に係るもの)	

- (注) 1. この承認以降に工事着手すること。
 2. 排水管接続に際し、利害関係がある場合、当該利害関係者の承諾を得ること。
 3. 宅地内に公設柵を設置する為、土地所有者の承諾書は必ず添付すること。
 4. 公設柵接続申請に係る施行においては、下記内容を記入すること。

※自費工事とする理由	
※受益者負担金支払い状況	

指示事項等	
-------	--

連絡先 TEL () _____

公共下水道施設敷設土地使用承諾書

(宛先) 八千代市事業管理者

土地所有者 住 所

TEL ()

氏 名 ⑩

私の所有する下記の土地に、公共下水道施設を敷設することを承諾します。

記

	私 道 分	宅 地 分
土 地 所 在 地 番		

- 1 申請人が設置する本管、人孔、公設汚水柵等（以下「施設」という。）の所有権は、八千代市に帰属します。
- 2 施設の維持管理は、八千代市が行います。
- 3 施設の土地占有料は、無料とします。
- 4 施設の設置期間は施設の存続期間とし、存続期間中に施設に損傷等及ぼす行為は禁止します。
- 5 転売その他の理由により、土地所有者に変更が生じた場合、新たな土地所有者は、上記の一切の権利・義務を承継します。

参 考

新 規	更 新	変 更	(番号) 年 月 日
--------	--------	--------	---------------

道路占用 許可申請 書
協 議

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所
氏 名
担当者

TEL 内線

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協 議 します。

占 用 の 目 的			
占 用 の 場 所	路 線 名	車道・歩道・その他	
	場 所		
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 の 期 間	許 可 日 間 年 月 日 まで	占 用 物 件 の 構 造	
工 事 の 期 間	許 可 日 間 年 月 日 まで	工 事 実 施 の 方 法	
道 路 の 復 旧 方 法			添 付 書 類
備 考			

記載要領

1 「許可申請 協 議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。

2

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。

4 「場所」の欄には、地番までを記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。

6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

公共下水道工事施行承認申請
排水接続承認申請

変更協議届

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

申請人 住所 _____
氏名 _____
TEL () _____

下記のとおり、公共下水道工事施行計画を変更したいので変更協議の届出をいたします。

記

工事施工場所	八千代市		地先				
承認年月日	年 月 日						
承認番号	(排水管接続) 下水第 号		(公共下水道) 下水第 号				
変更内容	汚水		雨水				
	変更前	管径 mm	変更前	管径 mm			
		管種(本管) (取付管)		管種(本管) (取付管)			
	変更後	延長(本管)L= m	変更後	延長(本管)L= m			
(取付管)L= m		(取付管)L= m					
人孔 個	人孔 個	公設汚水枡 個	公設雨水枡 個				
変更理由							
添付書類	位置図・変更前、変更後図書・その他必要書類						
協議内容	課長	副主幹	主査	担当	合 議	建設課長	維持管理課長
年 月 日							

中間検査依頼書

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

住所 _____

申請人

又は代理人

氏名 _____

TEL _____ () _____

下記のとおり、開発行為・道路位置指定等に伴う公共下水道に関する工事の中間検査をお願いいたします。

記

承認年 月 日	年 月 日
承認番号	(排水管接続) 下水 第 号 (公共下水道) 下水 第 号
工事施工場所	八千代市 地先
検査希望年月日	年 月 日 AM 時 : PM 時
施工業者名	TEL _____
技術者名	

1. この中間検査依頼書は、路盤工事又は道路仮復旧工事完了後に提出すること。
2. この中間検査依頼書に、位置図、出来形図を添付すること。
3. 中間検査当日までに、中間検査までの工事写真を用意すること。

決 裁	課 長	副主幹	主 査	担 当	合 議	建設課長	維持管理課長		
検 査	検査日	年 月 日 時～				受理	. .		
	担当者					決裁	. .		
	結果	可・否 ()				処理	. .		
	指摘事項								

排水管接続工事
公共下水道工事

完了届

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

申請人 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり、公共下水道に関する工事が完了したので完了届を提出いたします。

記

承認年月日	年 月 日
承認番号	(排水管接続) 下水第 号 (公共下水道) 下水第 号
工事施工場所	八千代市 地先
竣工年月日	年 月 日
検査希望年月日	年 月 日 AM 時 : PM 時
施工業者名	TEL _____
技術者氏名	

- この工事完了届は、工事竣工後5日以内に提出すること。
- この工事完了届に、位置図、出来形図及び工事写真を添付すること
出来形図：平面図、縦断面図を作図する。
工事写真：必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。
着事前及び完成写真、施工状況写真、使用材料写真、出来形管理写真、その他及び排水管接続（作成例）の出来形写真必須箇所内容等を工事記録写真の資料とする。
- 公共下水道工事は、竣工検査終了後、下水道施設移管申請書を提出すること。

決 裁	課長	副主幹	主査	担当	合 議	建設課長	維持管理課長	
検 査	検査日	下水 年 月 日 時～				受理	: :	
	担当者					決裁	: :	
	結果	可・否 ()				処理	: :	
	備考							

年 月 日

公共下水道工事施行承認申請書
排水接続承認申請書
の取下げ依頼書

八千代市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日に申請し、年 月 日に許可を受けました
公共下水道工事施行承認申請書
排水接続承認申請書
を、下記の理由により取下げをお願いいたします。

1 工事施工場所 八千代市 地先

2 工事概要 工事

3 許可日等 年 月 日
下水 第3号
下水 第4号

4 取下理由

以上

排水設備等工事確認申請書類及び提出部数

書類の種類	部 数	備 考
排水設備等工事確認申請書	A4 サイズ	
	2部（1部は写）	
排水の使用開始届	A4 サイズ	
	水道・井戸・メータ数	下水道に接続する分
位 置 図	A4 サイズ	
	2部（1部は写）	
排水設備等工事設計調書（労務費）	A3 サイズ	
	2部（1部は写）	
図面（平面図・縦断図・立面図等）	A3 サイズ等	
	2部（1部は写）	
管理人選定届（集合住宅等）	1部	排水設備所有者が市外の場合必要
排水ヘッダー使用に係る書類	各1部	IV-2-17 参照 念書・仕様製品図（パンフレットコピー可）

排水設備等工事しゅん工書類及び提出部数

書類の種類	部 数	備 考
排水設備等工事しゅん工届	A4 サイズ 1部	1 確認申請年月日及び番号は、確認申請の許可が下りた日 (申請書の右下のスタンプの日付)
位置図	A4 サイズ 1部	
図面（平面図・縦断図・立面図等）	A3 サイズ 1部	出来形で提出すること
排水設備等工事設計調書（清算）	A3 サイズ 1部	
排水設備工事検査確認表	A4 サイズ 1部	

排水設備等工事確認申請書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住所
申請者
氏名

次のとおり申請します。

1 申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 撤去				
2 設置場所	八千代市				
3 建築確認	年 月 日付		第 号		
4 用途	5	着手予定日	年 月 日		
		しゅん工予定日	年 月 日		
6 使用者	世帯主氏名又は 代表者氏名		(ふりがな)		
			人 員	人	電 話
7 利害関係人の 承諾 <small>※申請者本人の場合 は、押印不要です。</small>	土地所有者	住 所 氏 名	Ⓜ		
	家屋所有者	住 所 氏 名	Ⓜ		
8 委任	委任事項	この排水設備等工事に関する一切の事項			
	委任者	氏 名	Ⓜ		
	代理人	指定排水設備 工事業者 代表者氏名			
9 添付書類					

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	受 付

記 入 例

第2号様式（第7条第1項）

排水設備等工事確認申請書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住所
申請者
氏名 工事申請者（手数料負担者）

次のとおり申請します。

1	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 撤去			
2	設置場所	八千代市 <input style="width: 100%;" type="text"/>			
3	建築確認	<input style="width: 20%;" type="text"/> 年 <input style="width: 20%;" type="text"/> 月 <input style="width: 20%;" type="text"/> 日付 第 <input style="width: 20%;" type="text"/> 号			
4	用途 <例> 集合住宅 仮設トイレ 仮設事務所 店舗	<input checked="" type="checkbox"/> 一般家庭	5	着手予定日	<input style="width: 20%;" type="text"/> 年 <input style="width: 20%;" type="text"/> 月 <input style="width: 20%;" type="text"/> 日
				しゅん工予定日	<input style="width: 20%;" type="text"/> 年 <input style="width: 20%;" type="text"/> 月 <input style="width: 20%;" type="text"/> 日
6	者	世帯主氏名又は 代表者氏名	(ふりがな)		
			<input style="width: 100%;" type="text"/> 使用者が確定している場合のみ記入		
		人員	人	電話	
7	利害関係人の 承諾 <small>※申請者本人の場合は、押印不要です。</small>	土地所有者	住所 氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	⑩
		家屋所有者	住所 氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	⑩
8	委任	委任事項	本件排水設備等工事に関する一切の事項		
		委任者	氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	⑩
		代理人	指定排水設備 工事業者 代表者氏名	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>	
9	添付書類	・排水設備等工事確認申請書 2部 ・排水の使用開始等届 部 ・案内図 2部 ・排水設備等工事設計調書 2部 ・平面, 立面, 縦断図 2部			

提出日より
1週間以上
あること

申請者本人
の場合は、
押印不要

課長	補佐	副主幹	主査	担当	受付

排水の使用開始等届

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

区 分	住 所	氏 名	
排水設備所有者(家屋所有者)			
排 水 設 備 使 用 者			
代 理 人 (管 理 人) 総 代 人			
旧 排 水 設 備 所 有 者 等			
次のとおり届け出ます。			
1 届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 再 開 <input type="checkbox"/> 廃 止 <input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 所有者名義変更 <input type="checkbox"/> 使用者変更 <input type="checkbox"/> 用途変更		
2 設 置 場 所	八千代市 (栓番 号)		
3 料金の支払い場所	住 所		
	氏 名		
4 排 水 源 種 別	水道水 井戸水 (人) 他	5 用途 用	
6 開始(廃止中止)変更の年月日	年 月 日		
7 所有者名義変更の場合の理由	<input type="checkbox"/> 売 買 <input type="checkbox"/> 相 続 <input type="checkbox"/> 贈 与 <input type="checkbox"/> _____		
8 使用者変更の場合	新	住 所	
		氏 名	
	旧	住 所	
		氏 名	
9 用途変更の場合			
10 そ の 他			

上記のとおり届出がありました。

処 理 事 項	量水器	種 別	番 号	取付前回指針	取外指示	使用日数	使用水量
		区 分	下水道料金	そ の 他	未 納 調 査	・	・
未 納 金			料 金 収 入	・	・		
中 止 まで 分			台 帳 整 理	・	・		
徴 収 金				・	・		

排水工事がなくても開始届提出

- *井戸 から併用へ
から市水へ
- *メータ数 増へ

記入例

排水の使用開始等届

提出日

年 月 日

※メータの数分

(宛先) 八千代市事業管理者

区分	住所	氏名
排水設備所有者(家屋所有者)	} 区分の中から、届出人が該当する 箇所に、住所・氏名を記入	
排水設備使用者		
代理人(管理人)総代人		
旧排水設備所有者等		
次のとおり届け出ます。		
1 届出区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 所有者名義変更 <input type="checkbox"/> 使用者変更 <input type="checkbox"/> 用途変更	
2 設置場所	八千代市 <input type="text" value="工事場所 記入"/> (栓番号)	
3 料金の支払い場所	住所 } 支払者が決まっている場合記入 氏名	
4 排水源種別	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水(人) <input type="checkbox"/> 他 5 用途 <input type="text"/> 用	
6 開始(廃止中止)変更の年月日	年 月 日	
井戸使用は人数記入 (料金人数計算のため)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭 ・集合住宅 ・仮設トイレ など
8 使用者変更の場合	新	住所 氏名
	旧	住所 氏名
9 用途変更の場合		
10 その他		

上記のとおり届出がありました。

処理事項	量水器	種別	番号	取付前回指針	取外指示	使用日数	使用水量
		区分	下水道料金	その他	未納調査	・	・
未納金			料金収入	・	・		
中止まで分			台帳整理	・	・		
徴収金				・	・		

工事業者名記入

枚数が多いとき

1 / 〇

管理人（総代人）選定（変更）届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届 出 人	住 所		氏名又は代表者職氏名	
下記のとおり管理人（総代人）を選定（変更）しましたので、届け出ます。				
1 排水設備等 工事施工場所			水栓 番号	
2 排水設備新設等 確認申請年月日			用途	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 団体用 <input type="checkbox"/> _____
3 新管理人（総代人） 住 所 氏 名	住所	電話		
	氏名			
4 旧管理人（総代人） 住 所 氏 名	住所	電話		
	氏名			
5 必 要 理 由				
6 添 付 書 類				

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

記 入 例

管理人（総代人）選定（変更）届

提出日

年	月	日
---	---	---

（宛先）八千代市事業管理者

届 出 人	住 所	氏名又は代表者職氏名

下記のとおり管理人（総代人）を選定（変更）しましたので、届け出ます。

1 排水設備等 工事施工場所	工 事 場 所	水 栓 番 号	
2 排水設備新設等 確認申請年月日		用 途	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 団体用 <input type="checkbox"/> _____
3 新管理人（総代人） 住 所 氏 名	住 所	電 話	
	氏 名		
4 旧管理人（総代人） 住 所 氏 名	住 所		
	氏 名		
5 必 要 理 由			
6 添 付 書 類	共同使用者住所氏名簿		

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

工事業者名記入

→

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

届出者 住所
(設置者) 氏名

次のとおり届け出ます。

I システムの概要

ア 一 般 事 項	①設置場所 使用者					
	②システムの名称等		<ul style="list-style-type: none"> ・評価(認定)月日 ・評価(認定)番号 ・名称 ・評価(認定)メーカー ・メーカーの担当者及び連絡先 			
	③設置数量		ディスポーザ	個	排水処理部	個
	④施工者 (八千代市下水道排水設備工事業者)		指定番号		電話 ()	
	⑤工程		着工予定日	年	月	日
			完了予定日	年	月	日
			使用開始(入居)予定日	年	月	日
	⑥施工業者	ディスポーザ部	電話 ()			
		排水処理部	電話 ()			
	⑦維持管理業者	ディスポーザ部	電話 ()			
排水処理部		電話 ()				
⑧排水設備設計図 (システムが記入された図)		別紙のとおり。				
イ 仕 様	①ディスポーザ部		形式 製造 品番			
	②排水処理部		設計人員 計画生ごみ量 計画汚水量	人 Kg/日 m ³ /日		
	③算定根拠		別紙のとおり。			

II システムの維持管理計画

※維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。

ア 処理水質 (下水道へ排出する際 遵守する基準値)		BOD SS N-ヘキサン	mg/l未満 mg/l未満 mg/l以下
イ 維持 管理 の 内 容	装 置 名	ディスポーザ部	排 水 処 理 部
	保守点検内容	・ 機器の点検整備の頻度	・ 定期点検の頻度
			・ 水質検査の頻度 〈BOD、SS、N-ヘキサン〉
			・ 汚泥引抜の頻度
・ 配管内の点検の頻度			
・ 清掃の頻度			
ウ 点 検 項 目	点 検 主 部	ディスポーザ部	排 水 処 理 部
	点 検 項 目	別紙のとおり	別紙のとおり
	保守点検記録表	別紙のとおり	別紙のとおり

※管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。

※ア 処理水質

イ 維持管理 の内容欄のうちの排水処理部の水質検査の頻度及び汚泥引抜の頻度については、
生物処理タイプのみ記入する。

八千代市事業管理者 様

維持管理業務委託契約確約書

届出者 住所
(設置者) 氏名 印

この度、ディスプレイ排水処理システムに係る排水設備等確認申請書の提出にあたり、現時点では、使用者又は委託業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者又は委託業者が決定次第、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、すみやかに契約書の写しを提出いたします。契約締結までの間は届出者が、責任をもって維持管理を行うことを確約いたします。

記

設 置 場 所：
ディスプレイ排水処理システム名称：
評 価 （ 認 定 ） 番 号：
評 価 （ 認 定 ） 年 月 日：
デ ィ ス プ レ ー ザ 設 置 個 数：
排 水 処 理 部 設 置 個 数：
デ ィ ス プ レ ー ザ 設 計 人 数：

※維持管理業務委託契約書について

- ① 書式は、特に定めません。
- ② 維持管理契約書は、評価書（認定書）で指定されている維持管理業者と、実際に利用する使用者が契約すること

維持管理業務委託契約が届出時に間に合わないときは、維持管理業務委託契約確約書を添付し、維持管理業務委託契約締結次第、速やかに八千代市事業管理者へその写しを提出すること。

以上

排水設備等工事しゅん工届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届出人（指定下水道排水設備工事業者）

住 所
名 称
代表者

次のとおり排水設備等工事のしゅん工検査を受けたいので、届け出ます。

1 確認申請年月日 及び受付番号	年 月 日 第 号		
2 工事場所	八千代市		
3 申請者	住 所		
	氏 名		
4 下水道 排水設備工事 責任技術者	登録番号		
	氏 名		
5 しゅん工年月日	・	・	6 検査予定年月日
			・

上記の届出により検査した結果、次のとおりでした。

検 査	検査年月日	・	・
	水栓番号		
	結 果	可	否
検査の所見			
検査職員	⑩		

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

記入例

排水設備等工事しゅん工届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届出人（指定下水道排水設備工事業者）

住 所
名 称
代 表 者

・確認申請の許可がおきた日
返却した申請書の右下のスタンプの日付

次のとおり排水設備等工事のしゅん工検査を受けたいので、届け出ます。

受付番号

1	確認申請年月日 及び受付番号	年 月 日	第 〇 号
2	工事場所	八千代市 <input style="width: 100%;" type="text"/>	
3	申請者	住 所	<input style="width: 100%;" type="text"/>
		氏 名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
4	下水道 排水設備工事 責任技術者	登録番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>
		氏 名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
5	しゅん工年月日	. .	6 検査予定年月日
	

上記の届出により検査した結果、次のとおりでした。

検 査	検査年月日	. .
	水栓番号	
	結 果	可 . 否
検査の所見		
検査職員		⑩

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

排水設備工事検査確認表

検査員	検査立会員

工事場所		受付年月日	年 月 日		
申込者		受付番号	第 号		
検査(確認)項目	検査(確認)内容	排水設備工事責任技術者【確認欄】	検査立会者【確認欄】		
			写真・目視 聴取		
屋外排水設備	公設汚水樹及び排水取付管	排水取付管は下水道に確実に接続されていること(誤接続の確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		公設汚水樹の大きさが配管深さに応じ適正であり、検査・清掃に支障がないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		樹蓋は密閉蓋とし、市章入りのものを用いていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
	汚水樹設置位置及び排水管配管	起点において配管の土被りが200mm以上確保できていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		汚水樹(接続樹)が適切な位置(起点・合流点・屈曲点等)に設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		排水管の管径は用途・使用量に比し適正であり、かつ、適切な勾配が確保されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		材料は、非吸水性、耐食性を有する材質で、堅固な構造であるものを用いていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		段差や障害がなく、汚物の残りや滞留水等が見られないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		汚水樹設置位置や深さ、排水管布設延長がしゅん工図の記載内容に相違ないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
	汚水樹	屋内排水器具がトラップを有しない構造である場合、トラップ樹等の外部トラップが設けられていること(ただし、2重トラップにならないように十分留意すること)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		外部器具(エコキュート等)の排水は、トラップ樹を設け接続していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		外流しの排水を下水管に接続する場合は、15cm以上の泥溜めを有する溜樹を設置し、かつ、配管下流側にエルボを下向きに設け、枯葉など浮遊物が流入しない構造であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
排水槽等	上流・下流の配管の落差が大き(一般的には31cm以上)箇所には、ドロップ樹若しくは掃除口等を設置し、急勾配にならないように施工されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	排水槽は適切な構造・容量を有していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
屋内排水設備	屋内配管及び排水器具	排水ポンプは用途・使用量・設置条件に応じ適正に設置され、かつ正常に機能していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		配管の口径・経路・構造等が適切であり、かつ、しゅん工図の記載内容に相違ないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		配管材料及び排水器具は適切に接合・取付けがなされ漏えいがないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		屋内集中一括排水(排水ヘッダー等)においては、点検口等を設けるなど維持管理が容易である位置に設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		排水器具は適切なトラップを有し、かつ、掃除がしやすい構造であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		配管はトラップの封水を破ることのないよう、通気などが適切に設けられていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		露出配管箇所においては、配管を堅固に固定し、横揺れやたれ下がりがないような措置がなされていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
	粗集器	ディスプレイは基準に準拠したものを用い、かつ、適正に設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		業態別用途及び使用量に対し、適正な器具が設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		維持管理に支障がなく、正常に機能していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
改造工事	既設汚水樹は、接続箇所の段差・樹の破損等がないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	既設排水管は、接続箇所の漏えい・破損、経年変化による著しい劣化などがないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	既設排水設備は、適正な使用において十分な機能を有するものであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	

【検査所見】 ※是正箇所・指示事項等がある場合は詳細を記載のこと。

検査実施日 年 月 日

良好である

軽微な改善を要するが概ね良好である

再検査を要する

(再検査予定日 年 月 日)

当該申請物件は、上記確認欄の記載に基づき施工しており、これに相違ないことを誓約いたします。

【指定下水道排水設備工事業者】	【排水設備工事責任技術者】
	登録番号 ー 号
	技術者名

※「検査立会人【確認欄】」の記入にあたっては、各検査項目(内容)につき原則として「写真・目視」をもって確認にあたるものとする。
 ただし、隠ぺい部や埋設部など確認が困難、若しくは不可能な場合は、排水設備工事責任技術者への聴取りをもってこれに代わるものとする。

※太線内は業者記入

記 入 例

検 査 員	検査立会員

排水設備工事検査確認表

工事場所		受付年月日	年 月 日		
申込者		受付番号	第 号		
検査(確認)項目	検査(確認)内容	排水設備工事責任技術者【確認欄】	検査立会者【確認欄】		
			写真・目視	聴取	
屋外排水設備	新規で公設汚水樹を取付けた場合記入	確実に接続されていること(誤接続の確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		配管深さに応じ適正であり、検査・清掃に支障がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		進入りのものを用いていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
	汚水樹設置位置及び排水管配管	起点において配管の土被りが200mm以上確保できていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		汚水樹(接続樹)が適切な位置(起点・合流点・屈曲点等)に設置されていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		排水管の管径は用途・使用量に比し適正であり、かつ、適切な勾配が確保されていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		材料は、非吸水性、耐食性を有する材質で、堅固な構造であるものを用いていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		段差や障害物がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		汚水樹設置位置が、地下階の排水層等が見られないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
		延長がしゅん工図の記載内容に相違ないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>
汚水樹	屋内排水器が公共下水道に直接排出できない場合、排水層を設置して排水を一時貯留し排水ポンプで汲上げて排出	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	排水ポンプは用途・使用量・設置条件に応じ適正に設置され、かつ正常に機能していること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	排水管の口径・経路・構造等が適切であり、かつ、しゅん工図の記載内容に相違ないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	配管材料及び排水器具は適切に接合・取付けがなされ漏えいがないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
排水ヘッダーを使用する場合記入	屋内集中一括排水(排水ヘッダー等)においては、点検口等を設けるなど維持管理が容易で適切な位置に設置されていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	排水器具は適切なト	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	配管はトラップの封	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
粗集器	露出配管箇所においてがなされていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	デイスポーザは基準に準拠したものをを用い、かつ、適正に設置されていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
改造工事	業態別用途及び使用量に対し、適正な器具が設置されていること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	維持管理に支障がなく、正常に機能していること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	既設汚水樹は、接続箇所の段差・樹の破損等がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	既設排水管は、接続箇所の漏えい・破損、経年変化による著しい劣化等がないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	
	既設排水設備は、適正な使用において十分な機能を有するものであること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	

【粗集器使用の場合】 所・指示事項等がある場合は詳細を記載のこと。

月 日

概ね良好である

年 月 日)

既設排水管 使用している場合

欄の記載に基づき施工しており、これに相違ないことを誓約いたします。

業者】

【排水設備工事責任技術者】

登録番号 — 号

技術者名

※「検査立会人【確認欄】」の記入にあたっては、各検査項目(内容)につき原則として「写真・目視」をもって確認にあたるものとする。ただし、隠ぺい部や埋設部など確認が困難、若しくは不可能な場合は、排水設備工事責任技術者への聴取りをもってこれに代わるものとする。

排水設備等工事（変更・中止・申込取消）届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住所 _____

申請人

氏名 _____

次のとおり届けます。

1	工事申込受付 月日及び番号	年 月 日 第 号
2	届出区分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止 <input type="checkbox"/> 申込取消
3	工事区分	<input type="checkbox"/> 新 築 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 造 <input type="checkbox"/> 撤 去
4	工事場所	八千代市
5	工事施行者 (申込者代理人)	住 所 名 称 氏 名
6	届出の理由	
7	工事現場 立会人氏名	

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

水洗便所改造資金貸付申請書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住 所
ふりがな
申請者 氏 名 ⑩
電 話

住 所
ふりがな
連帯保証人 氏 名 ⑩
電 話

次のとおり水洗便所改造資金の貸付けを受けたいので申請します。

施工場所	八千代市		
申請区分	1 くみ取便所改造 2 し尿浄化槽改造	水洗化の規模	くみ取口ヶ所 大便器 個 兼用 個 小便器 個
指定排水設備 工事業者		完成予定 年 月 日	年 月 日
貸付申請 金額	円	建築物の 種類	1 一般住宅 3 アパート等 2 店 舗 4 その他
家屋所有者 同意欄	私が所有する家屋の排水設備及びくみ取便所を、申請者が水洗便所に 改造することに同意いたします <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">住所 家屋所有者 氏 名 ⑩</div>		
添付書類	・申請者の市税納税証明書		
※次の欄は、記入しないこと。			
決 裁	別紙起案のとおり		
決定区分	可 ・ 否	決定額	円
受 付	決 裁	通 知	備 考
. . 第 号 第 号	

収入
印紙

水洗便所改造資金借用証書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

借受人 住所
氏名 実印

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。

借 用 金 額							円
利 子	無 利 子						
償 還 期 間	年 月 から			年 月 まで			
償 還 方 法	第 1 回 目			第 2 回目から第 回目まで			
	円			円			
借 用 条 件	裏面のとおり						

上記に相違ないことを認め、水洗便所改造資金の償還債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住所
氏名 実印

注 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

裏面

借 用 条 件

1. 水洗便所改造資金は、貸付対象の工事に要する費用として使用すること。
2. 償還金は、毎月末日までに事業管理者の指定する場所に納入すること。
3. 水洗便所改造資金の繰上償還を命じられたときは、当該資金の未償還分を事業管理者の通知する日までに完済すること。
4. 借受人は、納入期限までに償還金又は未償還金を納入しないときは、事業管理者が特に認めた場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの期間について年 14.6%の延滞金を払うこと。
5. 1 から 4 までに定めるもののほか、借受人は、八千代市水洗便所改造資金貸付条例及び八千代市水洗便所改造資金貸付条例施行規程を遵守すること。

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、下記の
権限を委任する。

水洗便所改造資金等工事に対する貸付金
¥ _____ の受領に関する件。

年 月 日

委任者住所 _____

氏 名 _____ (実印)

受任者住所 _____

氏 名 _____ (印)

(宛先) 八千代市事業管理者

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

(振込依頼者)

⑩

水洗便所改造資金貸付金振込依頼書

水洗便所改造資金貸付金について、下記(振込先)に振り込んで下さいますようお願い申し上げます。

記

(振込先)

金融機関

銀行

支店

金庫

組合

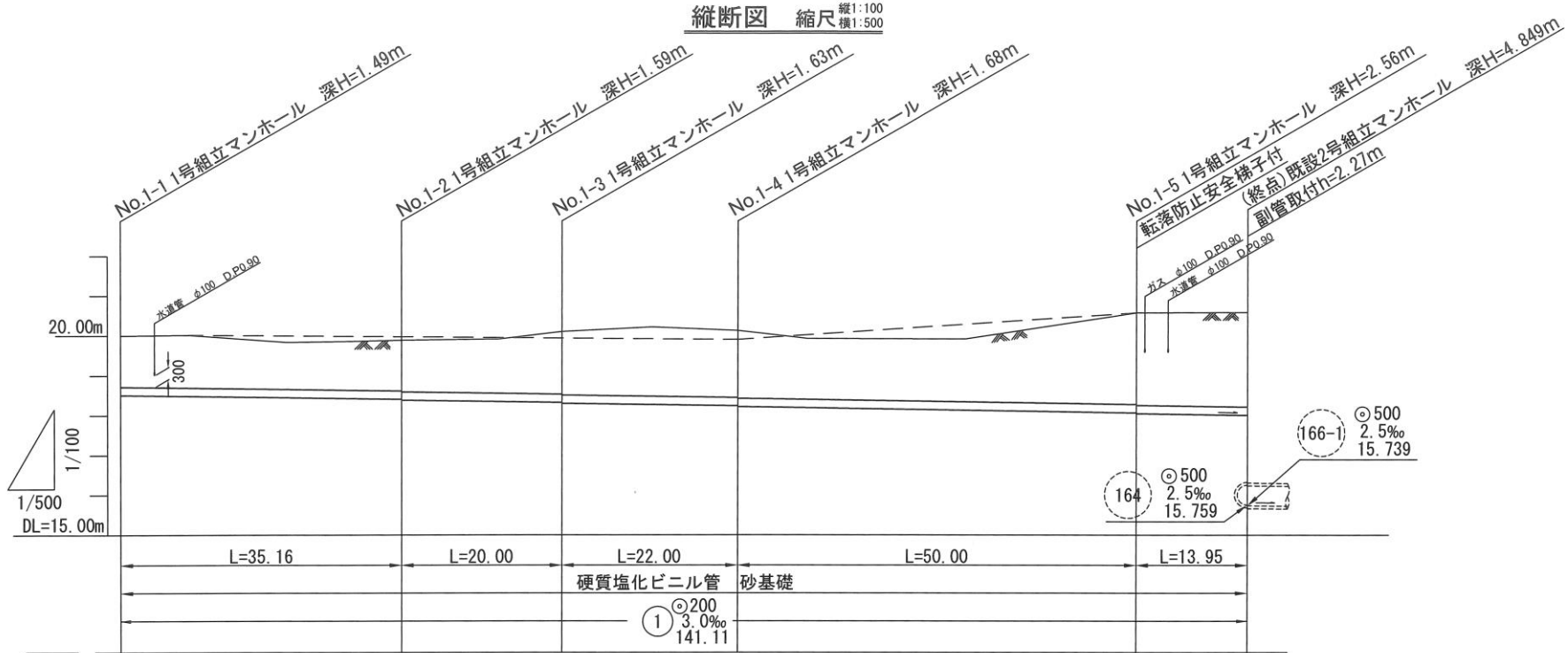
種 目 普通・当座

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

縦断図 縮尺 縦1:100 横1:500



計画 地盤高 (M)	20.00		19.97	19.94	19.90	20.58	20.59						
現況 地盤高 (M)	20.00	20.02	19.84	19.86	19.89	19.92	20.11	20.22	20.13	19.93	19.92	20.58	20.59
土被り (M)	1.28		1.36	1.38	1.40	1.42	1.45	1.47			2.30	2.32	2.37
管底高 (M)	18.514		18.409	18.389	18.329	18.309	18.243	18.223			18.073	18.053	18.011
単距離 (M)	0.00	35.16	20.00	22.00	50.00	13.95							
追加距離 (M)	0.00												

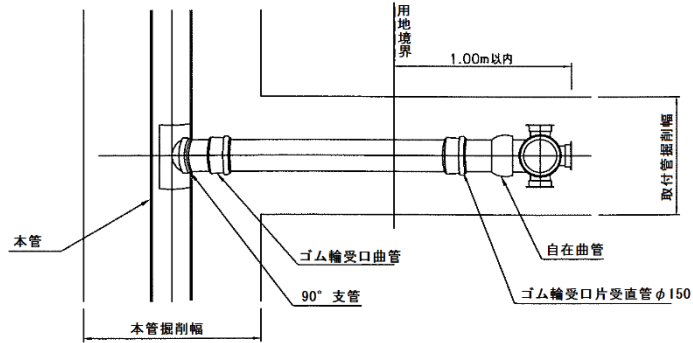
凡例

記号	名称
— — —	計画地盤高さ
— — —	現状地盤高さ

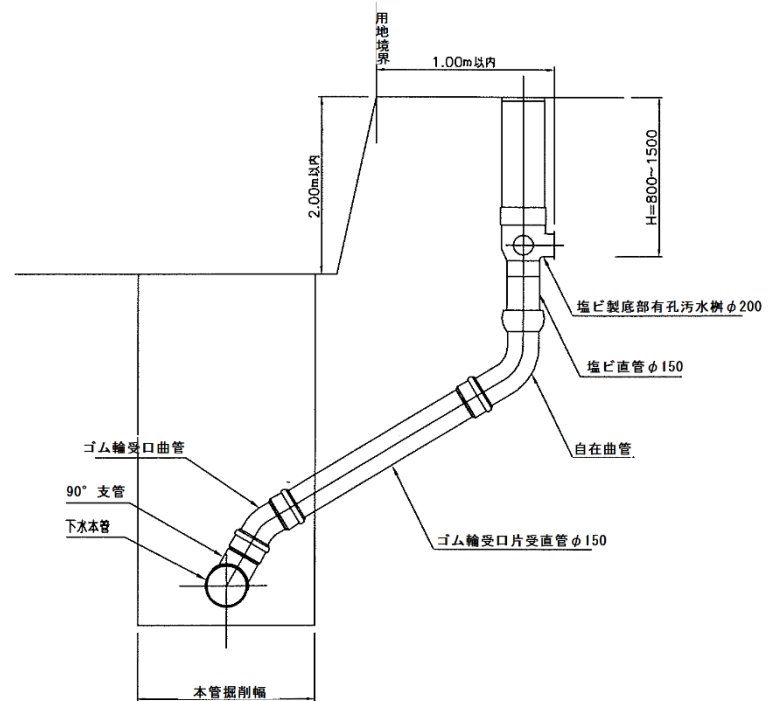
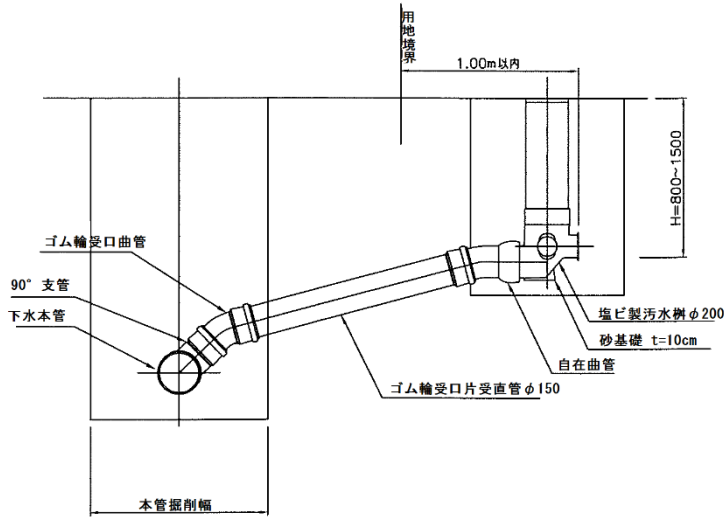
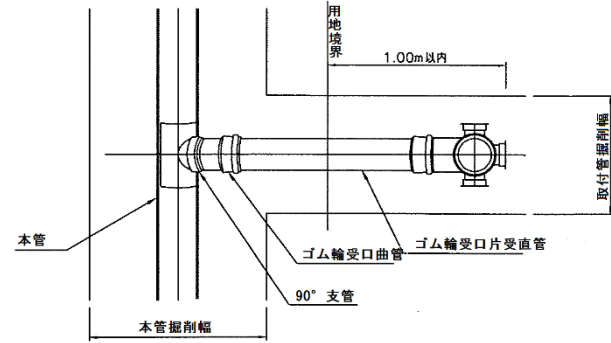
平成 年度	
路線名	八千代市 番地先
工事箇所	八千代市 番地先
図面種別	縦断図
図面番号	全 葉 のうち 第 号
縮 尺	図示 内容表示
八千代市上下水道局	
課 長	設計者氏名

塩ビ污水樹及び取付管布設標準図 縮尺 1:20

平面図(標準横型污水樹)

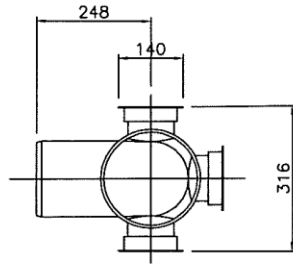


平面図(標準縦型污水樹)

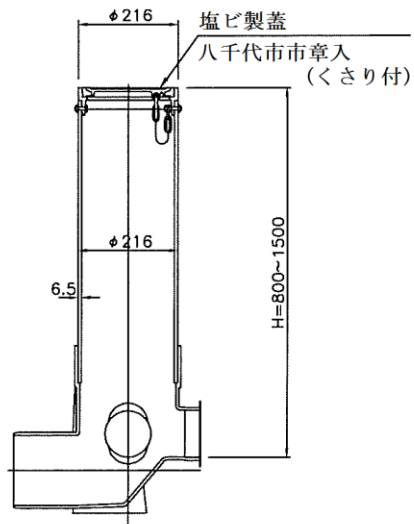


φ200標準横型塩ビ柵 縮尺 1:10

平面図

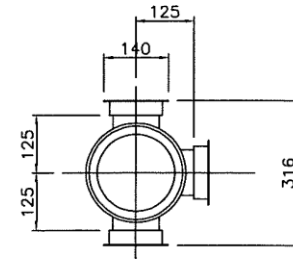


断面図

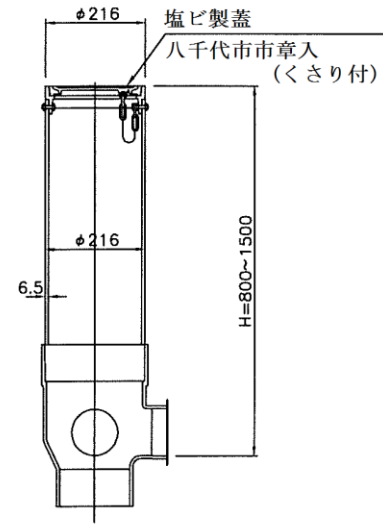


φ200標準縦型塩ビ柵 縮尺 1:10

平面図

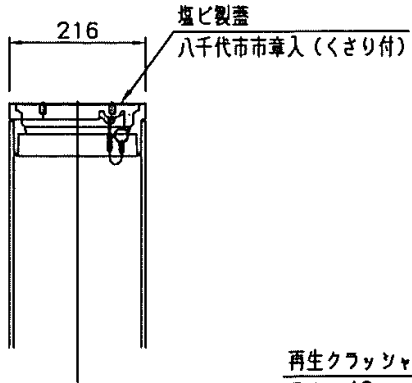
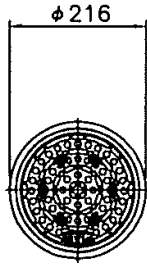


断面図

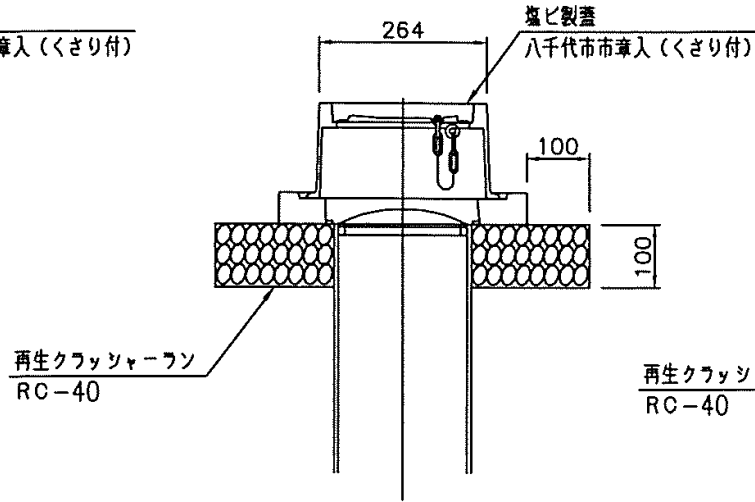
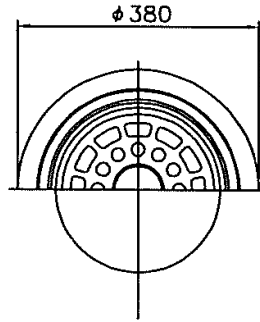


蓋標準図 縮尺 1:10

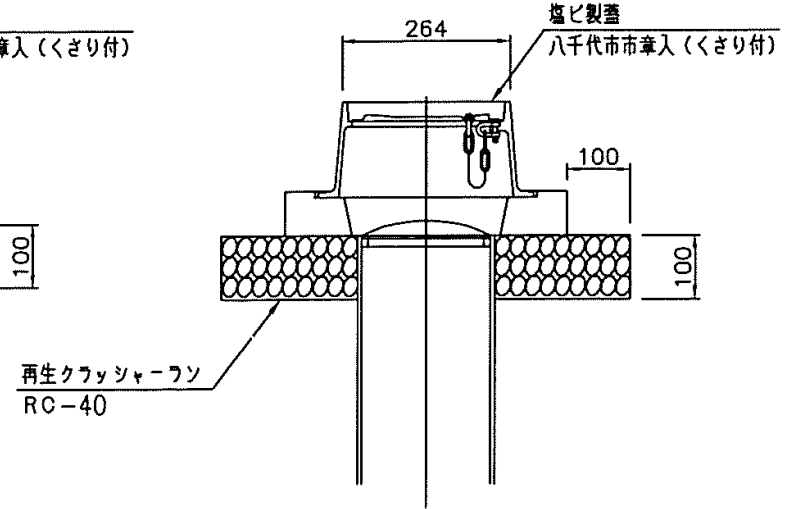
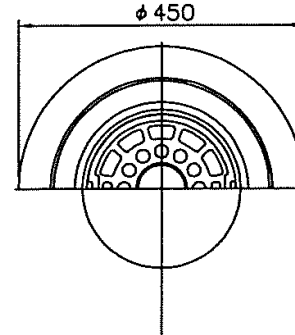
塩ビ製蓋



防護蓋 (t-8)



防護蓋 (t-25)



3 その他注意事項

3.1 申請時の留意点

- 1 工事の申請は、工事着工予定日の直前ではなく早めに提出すること。
必ず許可がおりてから着工すること。
- 2 申請とは異なった工事を実施する場合は、必ず事前に協議を行い、図面の差替えをすること。
特に、勾配など止むを得ず施工基準を逸脱する場合は、早めに協議を行うこと。
- 3 工事の利害関係人に対する調整は、申請前に必ず行うこと。
- 4 取付桝との境界は、必ず現地調査を行い確認すること。

3.2 工事中の留意点

工事中、申請事項に疑義が生じた場合は、必ず協議を行い、図面の差替えをすること。

- 1 勾配が基準に満たなくなったとき、極端に大きくなった場合。
- 2 竣工が竣工予定日より1ヶ月以上の延滞が生じる場合。
- 3 その他申請内容に大きな変更がある場合。

3.3 工事完了後の留意点

- 1 工事完了後、3日以内に竣工届を提出し、市の検査を受けること。
- 2 検査を行なう場合には、施主に日時等を事前に連絡し、トラブルのないようにすること。
- 3 検査において指摘事項があった場合には、1週間以内に再施工し、速やかに再検査を受けること。
- 4 検査時点で手直しが無いように自主検査を行い、万全な体制で検査に臨むこと。
- 5 井戸が設置されている場合は、井戸の位置とその用途（宅内の使用箇所）を必ず竣工図に記載すること。

第V章 参考資料

1 雨水排水施設整備指導指針

第1条 目的

この指針は、八千代市における開発事業について、排水施設の設置及び建築物の敷地への雨水浸透施設の設置を指導することにより、雨水の流出抑制を図り、もって河川の氾濫、道路冠水の防止及び地下水の涵養に寄与、良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

第2条 用語の定義

この指針における用語の意義は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例（平成20年条例第26号）の例による。

第3条 雨水調整施設の設置区域等

雨水調整施設の設置に係る基準等は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域においては、開発区域面積が 0.05 ha以上の開発事業、市街化調整区域においては、都市計画法第 29 条又は同法第 43 条の許可を要すもの（ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築又は 0.1 ha未満の自己の業務の用に供する建築物の建築を目的とするものは除く。）について、流末施設及び雨水排水計画の状況により流出抑制を必要とする場合は市と協議の上、雨水調整施設（事業者等の管理する開発事業区域内に雨水を貯留できる施設）を設置するものとする。

ただし、間地貯留型雨水調整施設での雨水の調整は、共同住宅や商業施設等事業区域の一角に建物等が集中するような開発行為を除き原則としてできないものとする。

また、浸透型雨水調整施設を設置する場合は、次の事項に考慮すること。

① 社団法人 雨水貯留浸透技術協会発行の「雨水浸透施設設置技術指針（案）」によること。

② 次の区域には、原則として設置しないこと。

ア 土壤汚染区域及び地下水汚染区域

イ 地下水位の高い区域、その他浸透効果の得られない区域

ウ 急傾斜地崩壊危険区域や、地すべり防止区域等法令指定区域

エ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

オ その他の傾斜地及びその近接区域（別図参照）

カ その他事業区域及び周辺地域の地盤の安定性を損なうおそれのある区域

③ 浄化槽処理水は浸透させないこと。

- (2) 雨水調整施設の容量算定、構造及び接続については、次のとおりとする。

① 別表、「雨水調整施設の容量算定」により容量を算定する。

なお、その構造は本指針に定めるほか八千代市と協議するものとする。

- ② 八千代市下水道計画区域において下水道施設が整備されている場合は、原則として下水道施設に接続するものとし、下水道施設以外（道路側溝等）への接続に際しては、当該施設管理者と協議するものとする。
- ③ 浄化槽処理水は、調整施設に流入しないようにすること。
- ④ 浸透対象層の浸透能力を評価することにより、浸透量を加味することができるものとする。評価手法は、現地浸透試験により行うこととする。浸透量の計算方法等については、千葉県「千葉県における住宅開発に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に準ずるものとする。

第4条 雨水調整等の設置期間

本指針に基づき設置した事業者管理の調整池等については、下流域の整備が完了するまでを設置期間とするものとする。ただし、下流域の準備完了後においても八千代市下水道計画区域にあっては、表V-1-1に定める排水区別流出係数を超える流出量について、また、八千代市下水道計画区域外で、開発区域面積が1ha未満の開発事業においては、表V-1-2に定める調整容量について、また、開発区域面積が1ha以上の場合は、千葉県「千葉県における住宅開発に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に定める調整容量に従い、雨水排水調整を行うものとする。

表V-1-1 排水区別流出係数表

排水区名	流出係数	排水区名	流出係数	排水区名	流出係数	排水区名	流出係数
八千代	0.45	鳥ヶ谷	0.50	須久茂	0.50	花輪	0.50
萱田南第1	0.40	保品	0.55	村上	0.50	石神第1	0.55
萱田南第2	0.40	勝田	0.50	米本	0.50	石神第2	0.55
萱田南第3	0.40	上高野	0.55	佐山	0.50	石神第3	0.55
萱田	0.50	島田	0.55	島田台	0.55		
黒沢	0.45	勝田台	0.40	津金	0.55		

表V-1-2 調整容量表

単位：m³/ha

貯留量	堆砂量	調整量
550	15	565

第5条 雨水調整池等の維持管理

開発事業において、本指針に基づき設置した維持管理の容易な（自然流下）雨水調整池は、原則として開発事業の工事完了公告後、その用地及び施設を市に無償で提供するものとし、市に帰属後は市が維持管理するものとする。

また、事業者が維持管理をする調整池及びその機能を有する調整施設や浸透型流出抑制施設等にあつては、完了検査後速やかに市と事業者との間で協定を締結するものとし、入居者等に十分な説明を行い、かつ、施設の維持管理について入居規定等に定めるなど、施設の管理責任の継承が的確に行われるよう事業を実施するものとする。

第6条 雨水浸透側溝等の使用

開発事業により設置する側溝や集水柵等について、将来においても浄化槽処理水の流入がないと判断される場合は、浸透性の施設を使用すること。

第7条 雨水浸透施設の設置

建築物並びに工作物を建築しようとする者は、その確認を受けようとするときに敷地内に雨水浸透施設を設置することについて市長と協議し、指導を受けなければならないものとする。

第8条 設置位置

雨水浸透施設を設置する位置は、雨水流出抑制に効果的で、かつ、隣地境界擁壁等への影響を配慮した場所とすること。

第9条 構造基準

雨水浸透施設の標準的な構造基準は、別図V-1-4のとおりである。

第10条 雨水浸透施設設置基準

雨水浸透施設の設置数量基準は、表V-1-3のとおりとする。

表 V-1-3

敷地面積	設置数量
150 m ² 未満	雨水浸透柵 2 個以上
150 m ² 以上 300 m ² 未満	雨水浸透柵 3 個及び 浸透地下トレンチ 5 m以上
300 m ² 以上	雨水浸透柵 4 個及び 浸透地下トレンチ 8 m以上
駐車場等整備	透水性舗装とする

第11条 適用除外

次の各号に該当する場合は、第6条から第10条までの規定についての適用を除外するものとする。

- (1) 地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (4) 崖、又は擁壁の近接区域（別図参照）
- (5) 浸透効果が見込まれない区域

12条 提出図書

建築主は、第7条の規定により八千代市と協議する場合は次の各号に定める図書を提出するものとする。

- (1) 雨水浸透施設設置計画書
- (2) 雨水排水計画平面図（浸透施設の場所が明示されたもの）
- (3) 雨水浸透施設構造図

第13条 維持管理

建築主は、雨水浸透施設設置後、雨水浸透施設の日詰まり防止対策を講じ維持管理を行うものとする。

（附 則）

この指針は、平成23年1月1日から施行する。

別表 雨水調整施設の容量算定

	事業面積	区分	用途	調整施設の有無	高野川 流 域	高野川流域外		
						下水道計画区域		下水道計画 区 域 外
						整備済み	未整備	
市 街 化 区 域	500㎡未満			不要				
	500㎡以上 10,000㎡未満	開発行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	1,000㎡以上必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
		非自己用	必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4	
		建築行為	自己の業務	1,000㎡以上必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
	非自己用		必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4	
	10,000㎡以上	開発行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留・浸透計画策定の手引き		
			非自己用	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留・浸透計画策定の手引き		
		建築行為	自己の業務	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留・浸透計画策定の手引き		
			非自己用	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留・浸透計画策定の手引き		
市 街 化 調 整 区 域	500㎡未満	開発行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	不要				
			非自己用	必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
		建築行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	不要				
			非自己用	必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
	500㎡以上 10,000㎡未満	開発行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	1,000㎡以上必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
			非自己用	必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
		建築行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	1,000㎡以上必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
			非自己用	必要	計算例3	計算例1	計算例1・2を比較し容量の多い数値	計算例4
	10,000㎡以上	開発行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き		
			非自己用	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き		
		建築行為	自己の居住	不要				
			自己の業務	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き		
			非自己用	必要	計算例3	千葉県における宅地開発に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き		

1.1 公共下水道雨水排水整備済区域内での調整量

開発区域の雨水量が開発地域の計画雨水量を超える量について、合理式に基づく降雨強度曲線とのクロスポイントまでの累計値を求めた雨水量に堆砂量（15m³/ha）を加えた量を調整容量とする。

1 流出係数 C の算定

流出係数Cは、工種別面積及び流出係数を加重平均し算定するものとする。

「計算例」

花輪排水区：0.50（流出係数）	
排水面積：0.22（ha）	
C：流出係数（加重平均による計算）	
屋根 0.10（ha）×0.90＝0.0900	
道路 0.05（ha）×0.85＝0.0425	
水面 0.01（ha）×1.00＝0.0100	
間地 0.04（ha）×0.20＝0.0080	
公園 0.02（ha）×0.15＝0.0030	
計 0.22（ha）	0.1535

「工種別」

屋根……………0.90
道路……………0.85
浸透性舗装……………0.70
全浸透インター ロッキング……………0.40
透水コンクリート……………0.40
その他の不透面……………0.80
水面……………1.00
間地……………0.20
公園（緑地）……………0.15

$$\text{加重平均すると、} \frac{0.1535}{0.22} = 0.69772 \approx 0.70$$

加重平均値から各排水区に設定された流水係数を引いた0.70－0.50＝0.20に対して調整量の算定をする。

2 雨水量の算定

合理式より算定する。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

C：流出係数（加重平均による計算結果）

I：降雨強度＝ $\frac{5000}{40+t}$ （mm/h）（5年確立）

A：排水面積＝開発事業面積（ha）

t：流達時間＝t1＋t2（min）

$$t1 = 5 \text{分} \quad , \quad t2 = \frac{\text{管渠延長（最長延長）} L}{\text{管渠内の平均流速（V）} \times 60} \quad (\text{min})$$

管渠内の平均流速（V）の算定（クッターの公式）

$$(V) = \frac{N \times R}{\sqrt{R+D}} \quad (\text{m/sec})$$

i：勾配

n：粗度係数（0.013）

$$N = \left(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{i} \right) \times \sqrt{i}$$

WA：流水面積（m²）

$$D = \left(23 + \frac{0.00155}{i} \right) \times n$$

WP：流水潤辺長（m）

$$R = \frac{WA}{WP} \quad (\text{m})$$

上記のように管渠内の平均流速（V）は算出できるが、この例では（V）＝1.0m/secとして、最長延長L＝130mと仮定して計算すると、

$$t2 = \frac{130(\text{m})}{1.0(\text{m/sec}) \times 60} = 2(\text{min}) \quad (\text{小数点以下は四捨五入})$$

よって流達時間tはt1＋t2＝5＋2＝7(min)となる。

$$\begin{aligned} \text{雨水量} Q &= \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+t} \times C \times A \quad (\text{m}^3/\text{sec}) \\ &= \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+7} \times 0.20 \times 0.22 = 0.013002364 \quad (\text{m}^3/\text{sec}) \end{aligned}$$

3 放出量の算定

$$\text{放出量 } Q_2 = \text{雨水量} Q \times \frac{1}{5} \quad (\text{m}^3/\text{sec}) = \text{雨水量} Q \times \frac{1}{5} \times 600 \quad (\text{m}^3/10\text{min})$$

$$Q_2 = 0.013002364 \times \frac{1}{5} = 0.002600472813 \approx 0.0026 \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

ここで、 t を10分ごとにするため式を変形すると、

$$Q_2 = 0.013002364 \times \frac{1}{5} \times 600 = 1.560283688 \approx 1.5603 \quad (\text{m}^3/10\text{min})$$

4 調整量の算定

流入量と放出量とのクロスポイントまでの累計値を調整量とし、累計値は10分毎に算出したものとする。

「計算例」 流出係数： $C=0.20$

流達時間： $t=7$ (min)

排水面積： $A=0.22$ (ha)

放出量： $Q_2=1.5603$ (m³/10min)

$t=10$ 分のとき

<10分ごとの流入量>

$$\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+10} \times 0.20 \times 0.22 \times 600 = 7.333333 \approx 7.3333 \quad (\text{小数点第五位四捨五入})$$

< Q_0+Q_{10} > $t=0$ 分から10分の平均は、

$$\frac{Q_0+Q_{10}}{2} = \frac{0+7.3333}{2} = 3.6667$$

$t=20$ 分のとき

<10分ごとの流入量>

$$\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+20} \times 0.20 \times 0.22 \times 600 = 6.111111 \approx 6.1111$$

< $Q_{10}+Q_{20}$ > $t=10$ 分から20分の平均は、

$$\frac{Q_{10}+Q_{20}}{2} = \frac{7.3333+6.1111}{2} = 6.7222$$

上記の計算例に基づき10分ごとの流入量の平均値が、放出量1.5603 (m³/10min) 以下になるまで、このような計算を繰り返す。

上記の計算に基づく雨水量を表V-1-4に示す。

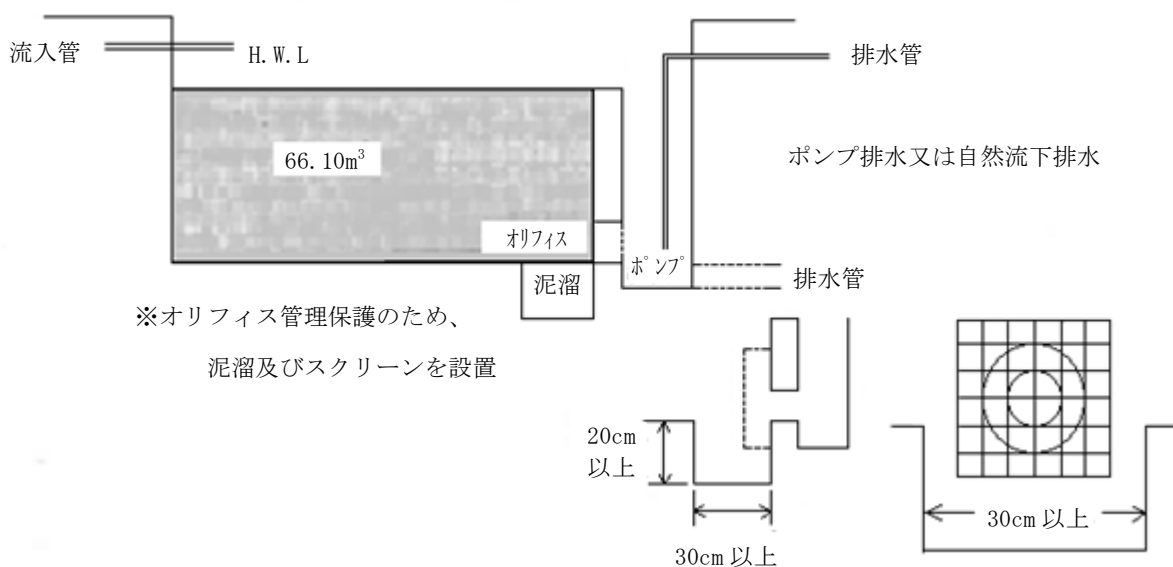
表 V-1-4

t	40+t	10分毎の流入量	$(Q_{t-10}) + Q_t$	平均
10	50	7.3333	7.3333	3.6667
20	60	6.1111	13.4444	6.7222
30	70	5.2381	11.3492	5.6746
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
190	230	1.5942	3.2609	1.6305
200	240	1.5278	3.1220	1.5610
210	250	1.4667	2.9945	1.4973
				62.7967 m ³

≒62.80 m³

5 貯留容量の算定

雨水量は62.80 m³となり、これに堆砂量1haあたり15 m³を加えた量62.80 + (0.22×15) = 66.10 m³が貯留量となる。



6 オリフィスの吐口断面積の算定

$$QA \geq C \times A \times \sqrt{2gh} \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

C : 0.598 (オリフィスの流出係数)

A : $\frac{\pi d^2}{4}$ (m²) (吐口の断面積)

g : 9.8 (m/sec²) (重力加速度)

h : h' - d/2 (m) (水深)

d : 吐口の直径 (m)

h' : 吐口底面までの水深 (m)

$$QA = \frac{1}{360} \times c \times i \times a \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

c : 流出係数 (排水区の流出係数)

i : 降雨強度 (mm/h) (50mm/hで算定)

a : 排水面積 (ha)

上記の計算式によりA (断面積) を求め、○管又は□渠のオリフィスの直径 (d) を決定する。

「計算例」 流出係数 : c=0.50

排水面積 : a=0.22 (ha)

$$QA = \frac{1}{360} \times c \times i \times a \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

$$= \frac{1}{360} \times 0.50 \times 50 \times 0.22$$

$$= 0.015277777$$

h'=1.00mの場合

h'=hと仮定

$$0.015277777 \geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times 1.00}$$

$$\pi d^2 \leq 0.007347525258$$

$$d1 \leq 0.085717706$$

$QA \geq C \times A \times \sqrt{2gh}$ (m³/sec) に代入する。h=h'- $\frac{d1}{2}$

$$\geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times h}$$

$$\geq 0.014946798$$

d1を代入

$$0.015277777 \geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \sqrt{2 \times 9.8 \times \left(1.00 - \frac{d1}{2}\right)}$$

$$d^2 \leq 0.007510227143$$

$$d2 \leq 0.086661566$$

$QA \geq C \times A \times \sqrt{2gh}$ (m³/sec) に代入する。h=h'- $\frac{d2}{2}$

$$\geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times h}$$

$$\geq 0.01527401$$

以下流出量0.015277777 (m³/sec) になるまで計算を繰り返し、直径dを求める。

d2を代入 $d3 \leq 0.086672252$ $QA \geq 0.152778176$

d3を代入 $d4 \leq 0.086672373$ $QA \geq 0.152777777$

よって、 $d \leq 0.086672373$ (m) ≈ 86 (mm) となる。

1.2 下水道施設以外の雨水排水施設に接続する場合の調整量

下水道施設以外の雨水排水施設に接続する場合の調整量については、接続先の排水施設の流下能力の1/5と合理式に基づく降雨強度曲線とのクロスポイントまでの累計値より、排水施設の流下能力の1/5を差し引いた容量に堆砂量（15 m³/ha）を加えた量を調整量とします。

1 接続先排水施設の流下能力からの調整容量Q₂の算定

(1) 流出係数C₂の算定

計算例1の流出係数表を使用し、種別構成から加重平均により算出します。

(2) 排水施設の流下能力Q_Uの算定

標準勾配4‰、U字溝は9割水深、丸管は満水で計算。（クッターの公式）

$$Q_U = \frac{WA \times N \times R}{\sqrt{R+D}} = \frac{6.34 \times WA \times R}{\sqrt{R+0.304}}$$

Q_U : 排水施設の流下能力 (m³/sec)

$$N : \left(23 + \frac{1}{0.013} + \frac{0.00155}{0.004} \right) \times \sqrt{0.004} \cong 6.34$$

$$D : \left(23 + \frac{0.00155}{0.004} \right) \times 0.013 \cong 0.304$$

R : $\frac{WA}{WP}$ (m)

I : 勾配（標準勾配は4‰とします。明確に異なる場合は変更のこと。）

（接続箇所から下流部の平均勾配であり、接続箇所のみではありません。）

WA : 流水面積 (m²)

WP : 流水潤辺長 (m)

N : 粗度係数 (0.013)

<参考>

U240、勾配 4‰の場合

$$Q_U = 0.0436 [\text{m}^3/\text{sec}]$$

U300、勾配 4‰の場合

$$Q_U = 0.0806 [\text{m}^3/\text{sec}]$$

(3) 合理式よりの調整容量Q₂の算定

① クロスポイントnの算定

$$n = \frac{1}{360} \times 5000 \times C_2 \times A \times \frac{5}{Q_U} - 40$$

n : クロスポイント (min)

C₂ : 土地利用に基づく加重平均流出係数

A : 開発事業面積 (ha)

Q_U : 排水施設の流下能力 (m³/sec)

nは10分単位に切り上げるものとします。

② 累計雨水量ΣQの算定

累計雨水量ΣQは、10分ごとの雨水量を次式でクロスポイントnまで計算し、合計します。

$$Q(0\sim 10) = \left(0 + \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+10} \times 600 \times C_2 \times A\right) \times \frac{1}{2}$$

$$Q(10\sim 20) = \left(\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+10} \times 600 \times C_2 \times A + \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+20} \times 600 \times C_2 \times A\right) \times \frac{1}{2}$$

$$Q((n-10) \sim n) = \left(\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+(n-10)} \times 600 \times C_2 \times A + \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+n} \times 600 \times C_2 \times A\right) \times \frac{1}{2}$$

$$\Sigma Q = Q(0\sim 10) + Q(10\sim 20) + \dots + Q((n-10) \sim n)$$

(4) 調整容量Q₂の算定

$$Q_2 = \Sigma Q - \left(\frac{Q_U}{5} \times n \times 60\right)$$

Q₂ : 調整容量 (m³)

ΣQ : 累計雨水量 (m³)

Q_U : 排水施設の流下能力 (m³/sec)

N : クロスポイント (min)

なお、ΣQは表V-1-4を使用して算定してもよいものとします。

(5) 調整施設の吐口等の断面の算定

$$A = \frac{\frac{Q_A}{C}}{\sqrt{2 \times g \times h}}$$

A : $\frac{\pi d^2}{4}$ (m²) (吐口の断面積)

Q_A : 計画放出量 (m³/sec) (排水施設の流下能力Q_Uの1/5)

C : 0.598 (オリフィスの流出係数)

g : 9.8 (m/sec²) (重力加速度)

h : h' - d/2 (m) (水深)

d : 吐口の直径 (m)

h' : 吐口底面までの水深 (m)

表 V-1-5 雨水量换算表 (C=1.0、A=1.0ha)

n	ΣQ_0	n	ΣQ_0	n	ΣQ_0	n	ΣQ_0
10	83.33333	410	1917.08639	810	2447.10171	1210	2768.49228
20	236.11111	420	1935.40362	820	2456.84863	1220	2775.13249
30	365.07937	430	1953.32684	830	2466.48287	1230	2781.72021
40	476.68651	440	1970.87265	840	2476.00699	1240	2788.25626
50	575.06614	450	1988.05660	850	2485.42348	1250	2794.74144
60	663.02910	460	2004.89334	860	2494.73476	1260	2801.17654
70	742.57456	470	2021.39661	870	2503.94315	1270	2807.56233
80	815.17557	480	2037.57936	880	2513.05089	1280	2813.89956
90	881.94907	490	2053.45382	890	2522.06016	1290	2820.18896
100	943.76226	500	2069.03150	900	2530.97307	1300	2826.43124
110	1001.30194	510	2084.32331	910	2539.79166	1310	2832.62711
120	1055.12138	520	2099.33954	920	2548.51790	1320	2838.77726
130	1105.67285	530	2114.08996	930	2557.15371	1330	2844.88235
140	1153.33081	540	2128.58381	940	2565.70094	1340	2850.94303
150	1198.40878	550	2142.82986	950	2574.16140	1350	2856.95996
160	1241.17194	560	2156.83646	960	2582.53682	1360	2862.93375
170	1281.84654	570	2170.61150	970	2590.82890	1370	2868.86503
180	1320.62720	580	2184.16253	980	2599.03928	1380	2874.75438
190	1357.68254	590	2197.49672	990	2607.16955	1390	2880.60241
200	1393.15959	600	2210.62089	1000	2615.22127	1400	2886.40968
210	1427.18737	610	2223.54157	1010	2623.19594	1410	2892.17676
220	1459.87968	620	2236.26495	1020	2631.09501	1420	2897.90420
230	1491.33742	630	2248.79699	1030	2638.91991	1430	2903.59255
240	1521.65047	640	2261.14335	1040	2646.67201	1440	2909.24233
250	1550.89924	650	2273.30944	1050	2654.35267	1450	2914.85407
260	1579.15594	660	2285.30047	1060	2661.96318	1460	2920.42827
270	1606.48569	670	2297.12140	1070	2669.50481	1470	2925.96543
280	1632.94739	680	2308.77698	1080	2676.97880	1480	2931.46604
290	1658.59448	690	2320.27178	1090	2684.38635	1490	2936.93058
300	1683.47565	700	2331.61017	1100	2691.72864	1500	2942.35952
310	1707.63531	710	2342.79636	1110	2699.00680	1510	2947.75332
320	1731.11415	720	2353.83437	1120	2706.22194	1520	2953.11243
330	1753.94948	730	2364.72808	1130	2713.37515	1530	2958.43730
340	1776.17565	740	2375.48122	1140	2720.46748	1540	2963.72836
350	1797.82433	750	2386.09736	1150	2727.49995	1550	2968.98603
360	1818.92475	760	2396.57995	1160	2734.47357	1560	2974.21074
370	1839.50402	770	2406.93232	1170	2741.38932	1570	2979.40290
380	1859.58726	780	2417.15765	1180	2748.24815	1580	2984.56291
390	1879.19782	790	2427.25904	1190	2755.05098	1590	2989.69116
400	1898.35744	800	2437.23943	1200	2761.79873	1600	2994.78805

n	ΣQ_0	n	ΣQ_0	n	ΣQ_0	n	ΣQ_0
1610	2999.85395	1740	3063.05271	1870	3121.79456	2000	3176.66694
1620	3004.88925	1750	3067.72128	1880	3126.14620	2010	3180.74194
1630	3009.89430	1760	3072.36384	1890	3130.47524	2020	3184.79711
1640	3014.86947	1770	3076.98068	1900	3134.78190	2030	3188.83265
1650	3019.81511	1780	3081.57209	1910	3139.06642	2040	3192.84874
1660	3024.73157	1790	3086.13833	1920	3143.32902	2050	3196.84556
1670	3029.61920	1800	3090.67969	1930	3147.56993	2060	3200.82331
1680	3034.47833	1810	3095.19643	1940	3151.78936	2070	3204.78216
1690	3039.30928	1820	3099.68883	1950	3155.98754	2080	3208.72229
1700	3044.11240	1830	3104.15714	1960	3160.16468	2090	3212.64388
1710	3048.88799	1840	3108.60161	1970	3164.32098	2100	3216.54711
1720	3053.63636	1850	3113.02251	1980	3168.45666		
1730	3058.35784	1860	3117.42008	1990	3172.57191		

単位 n (分)、 ΣQ_0 (m³)

<使用例>

A=1.74ha、C=0.65、n=411.39分である場合、

n分を10分単位に切り上げるので、n=420となります。

n=420のところの ΣQ_0 をみると、 $\Sigma Q_0=1935.40362$ となります。

よって、累計雨水量 ΣQ は $\Sigma Q = \Sigma Q_0 \times C \times A$ より

$$\Sigma Q = 1935.40362 \times 0.65 \times 1.74 = 2188.94 \text{m}^3 \text{となります。}$$

調整容量 Q_2 は、 $Q_2 = \Sigma Q - \left(\frac{Q_u}{5} \times n \times 60\right)$ より算出します。

<計算例>

◇開発行為の条件 ・開発区域面積 … 0.35 (ha) 内訳 屋根 0.160 (ha)
 道路 0.045 (ha)
 公園 0.012 (ha)
 間地 0.133 (ha)

・開発区域内雨水管 … 径100mm、勾配4‰、最長延長100m

・接続排水施設 … U字溝300×300

① 流出係数 C_2 の算定

$$\text{屋根 } 0.160 \times 0.90 = 0.144$$

$$\text{道路 } 0.045 \times 0.85 = 0.03825$$

$$\text{公園 } 0.012 \times 0.15 = 0.0018$$

$$\text{間地 } 0.133 \times 0.20 = 0.0266$$

$$\text{合計 } 0.350 \text{ (ha)} \quad 0.21065$$

$$\text{これより } C_2 = \frac{0.21065}{0.35} = 0.6018 \approx 0.60$$

② 接続先の排水施設の流下能力の計算

$$Q_U = \frac{6.34 \times WA \times R}{\sqrt{R+0.304}}$$

ここで、 $WA = 0.3 \times 0.3 \times 0.9$ (9割水深) $= 0.081$

$$WP = 0.3 + 0.3 \times 0.9 \times 2 = 0.84$$

$$R = \frac{WA}{WP} = \frac{0.081}{0.84} = 0.09642 \approx 0.0964 \text{ (m}^3\text{)}$$

よって、 $Q_U = \frac{6.34 \times 0.081 \times 0.0964}{\sqrt{0.0964+0.34}} = 0.08056 \approx 0.0806 \text{ (m}^3\text{)}$

③ クロスポイントnの算定

ここで、 $C_2 = 0.6$

$$A = 0.35 \text{ (ha)}$$

$$Q_U = 0.0806 \text{ (m}^3\text{/sec)}$$

よって、 $n = \frac{1}{360} \times 5000 \times 0.6 \times 0.35 \times \frac{5}{0.0806} - 40 = 140.93$

10分単位で切り上げるので、 $n = 150$ となります。

④ 累計雨水量 ΣQ の算定

表V-1-4より、 $n = 150$ のとき、 $\Sigma_0 = 1198.40878$ であるので、

$$\Sigma Q = \Sigma_0 \times C_2 \times A \text{ より、} \Sigma Q = 1198.40878 \times 0.6 \times 0.35 = 251.665 \approx 251.67 \text{ (m}^3\text{)}$$

⑤ 調整容量 Q_2 の算定

$$Q_2 = \Sigma Q - \left(\frac{Q_U}{5} \times n \times 60 \right)$$

よって $Q_2 = 251.67 - \left(\frac{0.0806}{5} \times 150 \times 60 \right) = 106.59 \text{ (m}^3\text{)}$ と、なります。

調整容量は、 Q_2 となり、これに堆砂量を加えます。

$$106.59 + (0.35 \times 15) = 111.84 \text{ (m}^3\text{)} \text{ が、貯留量となります。}$$

⑥ オリフィスの断面積Aの算定

$$A = \frac{\frac{Q_a}{C}}{\sqrt{2 \times g \times h}}$$

ここで、この計算式の場合 $Q_a = \frac{Q_U}{5}$ であるので、

$$A = \frac{\frac{Q_U}{5}}{\sqrt{2 \times g \times h}} = \frac{Q_U}{5 \times C \times \sqrt{2 \times g \times h}}$$

オリフィスの水深を2.0 (m) とすると、

$$A = \frac{0.0806}{5 \times 0.598 \times \sqrt{2 \times 9.8 \times 2}} \approx 0.0043 \text{ (m}^2\text{)}$$

オリフィスを円形とすると、オリフィスの直径Dは、

$$D \leq \sqrt{\frac{4 \times A}{\pi}} \text{ より、}$$

$$D \leq \sqrt{\frac{4 \times 0.0043}{\pi}} = 0.0739 \text{ (m)} \approx 74 \text{ (mm)}$$

1.3 高野川流域における開発事業

高野川流域における開発事業に関わる雨水排水の調整については、高野川の比流量(0.02m³/ha/sec)を超える雨水について事業地内で調整をしていただきます。

また、その雨水調整の量については、合理式に基づく降雨強度曲線と計画放出量とのクロスポイントまでの累計値より放出量を差し引いた値に堆砂量を加えた値を持って調整量とします。

1 計画放出量Q(A)の算定

$$Q(A) = 0.02 \times A$$

Q(A) : 計画放出量 (m³/sec)

0.02 : 高野川の比流量 (m³/ha/sec)

A : 流域面積=開発事業面積 (ha)

2 流出係数Cの算定

流出係数Cは、工種別面積及び流出係数を加重平均し算定するものとする。

(工種別流出係数)	(計算例)
屋根……………0.90	屋根0.10 (ha) × 0.90 = 0.090
道路……………0.85	道路0.05 (ha) × 0.85 = 0.043
その他の不透面……………0.80	水面0.01 (ha) × 1.00 = 0.010
水面……………1.00	間地0.04 (ha) × 0.20 = 0.008
間地……………0.20	公園0.02 (ha) × 0.15 = 0.003
公園……………0.15	計 0.22 (ha) 0.154
	加重平均すると $\frac{0.154}{0.22} = 0.70$

3 クロスポイントの算定

$$n = \frac{1}{360} \times 5000 \times C \times A \times \frac{1}{Q(A)} - 40$$

n : クロスポイント (min)

C : 開発後の流出係数

A : 流域面積=開発事業面積 (ha)

Q(A) : 計画放出量=0.02×A (m³/sec)

式に数値を代入し、変形すると

$$n \approx 694.4 \times C - 40$$

なお、nは10分単位に切上げるものとする。

4 調整容量Vの算定

総雨水量ΣQ (m³)は、クロスポイントnまで10分ごとに次式で計算した雨水量Q (m³)を合計し算出する。

$$Q(0 \sim 10) = \left(0 + \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+10} \times 600 \times C \times A\right) \times \frac{1}{2}$$

$$Q(10 \sim 20) = \left(\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+10} \times 600 \times C \times A + \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+20} \times 600 \times C \times A\right) \times \frac{1}{2}$$

$$Q((n-10) \sim n) = \left(\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+(n-10)} \times 600 \times C \times A + \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+n} \times 600 \times C \times A\right) \times \frac{1}{2}$$

$$\Sigma Q = Q(0 \sim 10) + Q(10 \sim 20) + \dots + Q((n-10) \sim n)$$

$$\text{調整許容量 } V = \Sigma Q - (Q(A) \times n \times 60) \quad (\text{m}^3)$$

なお、総雨量 ΣQ (m^3) は、別表の雨水換算表より算出してよいものとする。

また、堆砂量を 1 ヘクタールあたり 15 m^3 加えるものとする。

5 調整施設吐水口等の断面積 a の算定

オリフィスの流量計算式 $Q(A) = C \times a \times \sqrt{2 \times g \times h}$ を変形して、

$$\text{吐口断面積 } a \leq \frac{\frac{Q(A)}{C}}{\sqrt{2 \times g \times h}} \quad (\text{m}^2)$$

$Q(A)$: 計画放出量

C : 0.598 (オリフィスの流出係数)

g : $9.8 \text{ (m/sec}^2\text{)}$ (重力加速度)

h : $h' - d/2$ (m) (水深)

d : 吐口の直径 (m)

h' : 吐口の水深 (m)

$d \leq$ 吐口が円形である場合の直径

$$\leq \sqrt{\frac{4 \times a}{\pi}} \quad (\text{m})$$

表 V-1-6 調整施設雨水量換算数 ($C=1.0$ 、 $A=1.0\text{ha}$)

単位 n (min)、 ΣQ_0 (m^3)

n	ΣQ_0	n	ΣQ_0	n	ΣQ_0	n	ΣQ_0
10	83.33333	200	1393.15959	390	1879.19782	580	2184.16253
20	236.11111	210	1427.18737	400	1898.35744	590	2197.49672
30	365.07937	220	1459.87968	410	1917.08639	600	2210.62089
40	476.68651	230	1491.33742	420	1935.40362	610	2223.54157
50	575.06614	240	1521.65047	430	1953.32684	620	2236.26495
60	663.02910	250	1550.89924	440	1970.87265	630	2248.79699
70	742.57456	260	1579.15594	450	1988.05660	640	2261.14335
80	815.17557	270	1606.48569	460	2004.89334	650	2273.30944
90	881.94907	280	1632.94739	470	2021.39661	660	2285.30047
100	943.76226	290	1658.59448	480	2037.57936	670	2297.12140
110	1001.30194	300	1683.47565	490	2053.45382	680	2308.77698
120	1055.12138	310	1707.63531	500	2069.03150	690	2320.27178
130	1105.67285	320	1731.11415	510	2084.32331	700	2331.61017
140	1153.33081	330	1753.94948	520	2099.33954	710	2342.79636
150	1198.40878	340	1776.17565	530	2114.08996	720	2353.83437
160	1241.17194	350	1797.82433	540	2128.58381	730	2364.72808
170	1281.84654	360	1818.92475	550	2142.82986	740	2375.48122
180	1320.62720	370	1839.50402	560	2156.83646		
190	1357.68254	380	1859.58726	570	2170.61150		

「使用例」

$A=1.74\text{ha}$ 、 $C=0.65$ 、 $n=411.36$ 分である場合、 n 分を 10 分単位に切上げるので、 $n=420$ となる。

$n=420$ の欄の ΣQ_0 は 1935.40362 であり、 $\Sigma Q_0=1935.40362$ となる。

よって、総雨水量 ΣQ は $\Sigma Q = \Sigma Q_0 \times C \times A$ より

$$\Sigma Q = 1935.40362 \times 0.65 \times 1.74 = 2188.94 \text{ (m}^3\text{)} \text{ となる。}$$

なお、調整容量 V は、 $V = \Sigma Q - (Q(A) \times n \times 60)$ より算定する。

「計算例」

条件…開発事業面積 0.35 (ha)

内訳 道路 0.05 (ha)

屋根 0.20 (ha)

間地 0.07 (ha)

公園 0.03 (ha)

(4)調整容量の算定

表より $n = 440$ のとき $\Sigma Q_0 = 1970.87265$

よって、

$$\Sigma Q = 1970.87265 \times 0.69 \times 0.35 = 475.97 \text{ (m}^3\text{)}$$

(1)計画放出量の算定

$$Q(A) = 0.02 \times 0.35 = 0.007 \text{ (m}^3\text{/s)}$$

(2)流出係数の算定

$$\text{道路} 0.05 \text{ (ha)} \times 0.85 = 0.0425$$

$$\text{屋根} 0.20 \text{ (ha)} \times 0.90 = 0.1800$$

$$\text{間地} 0.07 \text{ (ha)} \times 0.20 = 0.0140$$

$$\text{公園} 0.03 \text{ (ha)} \times 0.15 = 0.0045$$

$$\text{計} 0.35 \qquad \qquad \qquad 0.2410$$

$$C = 0.241 / 0.35 \approx 0.69$$

(3)クロスポイントの算定

$$n = 694.4 \times C - 40$$

$$= 694.4 \times 0.69 - 40 \approx 439.1 \text{ (min)}$$

調整容量 V は $V = \Sigma Q - (Q(A) \times n \times 60)$ より

$$V = 475.97 - 0.007 \times 440 \times 60 \approx 291.17 \text{ (m}^3\text{)}$$

堆砂量が $0.35 \times 15 = 5.25 \text{ (m}^3\text{)}$ であるので、

調整施設の容量は、

$$291.17 + 5.25 = 296.42 \text{ (m}^3\text{)} \text{ となる。}$$

(5)オリフィスの断面積の算定

$$a \leq \frac{\frac{Q(A)}{C}}{\sqrt{2 \times g \times h}}$$

ここで $h = 1.0 \text{ (m)}$ とすると、

$$a \leq \frac{\frac{0.007}{0.598}}{\sqrt{2 \times 9.8 \times 1.0}} \approx 0.00264 \text{ (m}^2\text{)}$$

吐口が円形であるとする、

$$d \leq \sqrt{4 \times 0.00264 / \pi} \approx 0.18 \text{ (m)}$$

1.4 下水道計画外における開発事業

下水道計画区域外における開発事業に関わる雨水排水の調整については、表 V-1-7 により行うものとする。

表 V-1-7

開発区域の面積	貯留量	堆砂量	調整容量	許容放出量
1ha 未満	550 (m ³ /ha)	15 (m ³ /ha)	565 (m ³ /ha)	0.025(m ³ /ha/sec)
1ha 以上	千葉県基準を準用			

1 調整容量 V の算定

$$V = 565 \times A$$

V : 調整容量 (m³)

A : 開発事業面積 (ha)

2 調整施設吐水口等の断面積 a の算定

$$\text{吐口断面積 } a \leq \frac{\frac{Q(A)}{C}}{\sqrt{2 \times g \times h}} \quad (\text{m}^2)$$

Q(A) : 計画放出量 = 許容放出量 × 開発事業面積

C : 0.598 (オリフィスの流出係数)

g : 9.8 (m/sec²) (重力加速度)

h : h' - d/2 (m) (水深)

h' : 吐口の水深 (m)

d ≤ 吐口が円形である場合の直径

$$\leq \sqrt{\frac{4 \times a}{\pi}} \quad (\text{m})$$

《計算例》

条件…開発事業区域面積 0.35ha

(1) 調整容量

$$V = 565 \times 0.35 = 197.75 \quad (\text{m}^3)$$

(2) オリフィスの断面積

計画放出量が $0.025 \times 0.35 = 0.00875$ (m³/sec) となり、

$$a \leq \frac{\frac{Q(A)}{C}}{\sqrt{2 \times g \times h}} \quad \text{より}$$

吐口の水深を 2m とすると、

$$a = \frac{\frac{0.00875}{0.598}}{\sqrt{2 \times 9.8 \times 2.0}} \approx 0.00234 \quad (\text{m}^2)$$

吐口が円形とすると

$$d \leq \sqrt{\frac{4 \times a}{\pi}} \quad (\text{m}) \quad \text{より}$$

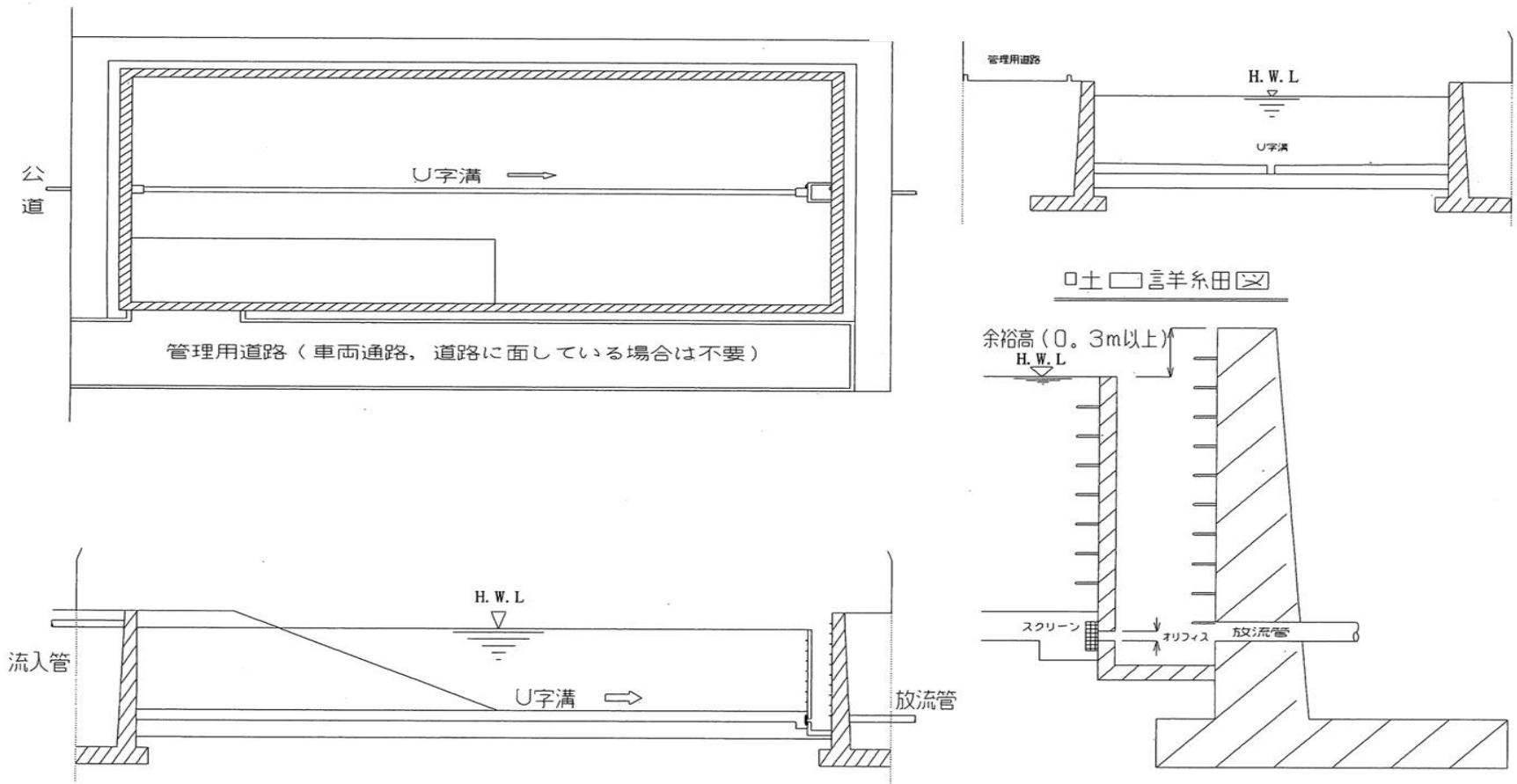
$$\leq \sqrt{\frac{4 \times 0.00234}{\pi}}$$

$$\leq 0.055 \quad (\text{m}) \quad \text{となる}$$



排水区域及び高野川流域図





図V-1-1 調整池標準構造図

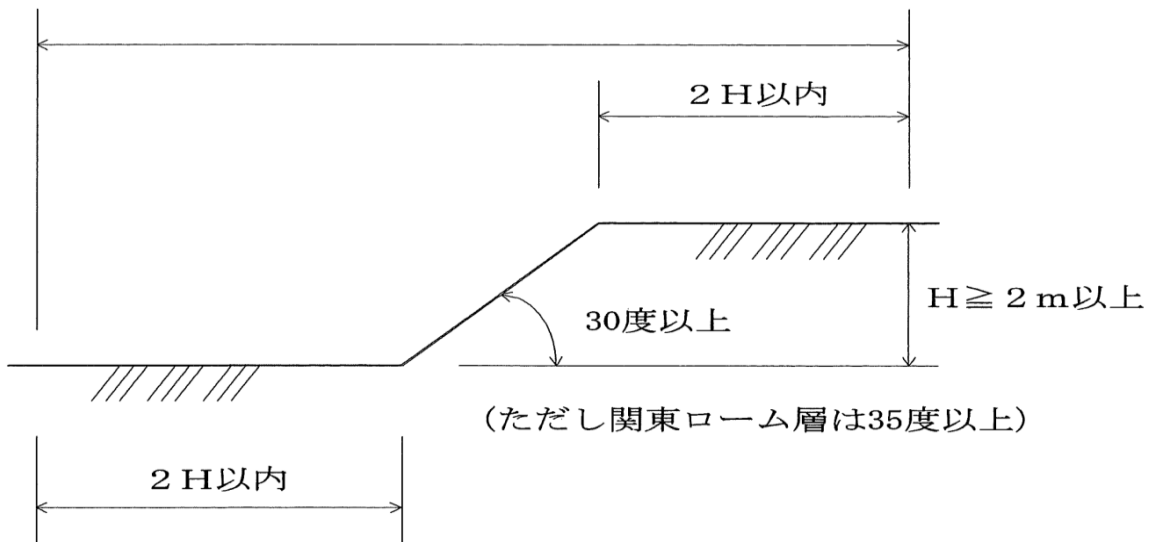


図 V-1-1 斜面近傍の浸透施設設置禁止場所の目安
(浸透施設設置禁止区域)

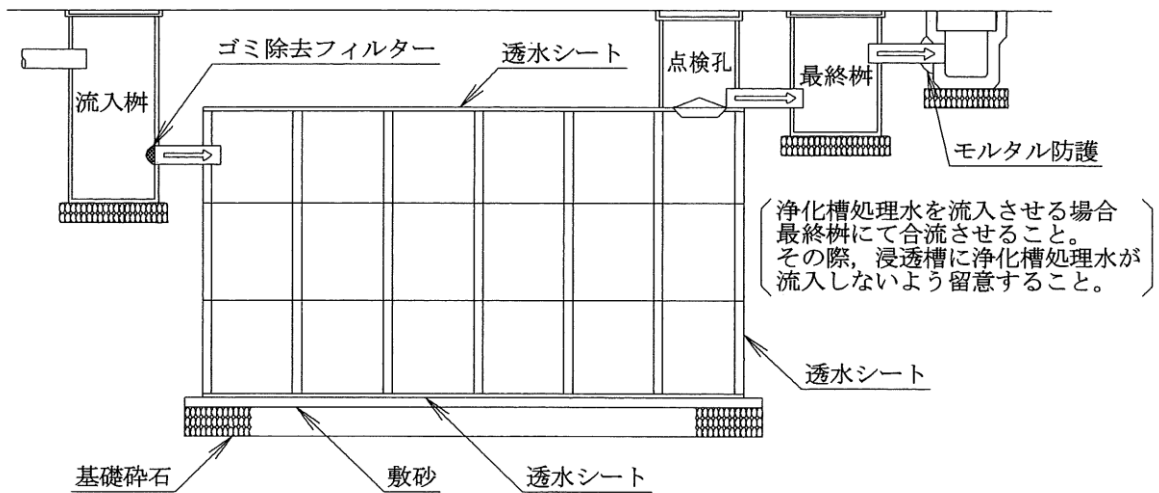


図 V-1-3 浸透式調整槽標準構造図

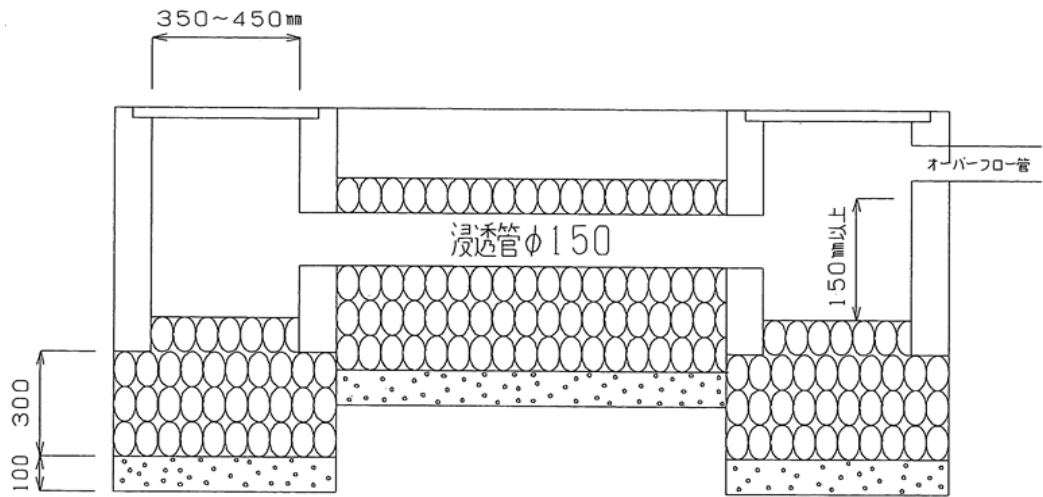


図 V-1-4 浸透柵標準構造図

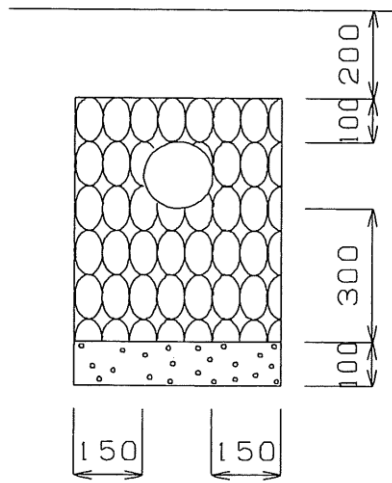


図 V-1-5 浸透管構造図

1.5 排水指導区分図

		(A < 10,000)	(10,000 ≤ A)	高野川流域
	下水道計画区域外	④	⑤	③
下水道計画区域	[未整備]	②		
	[整備済]	①		

1 下水道計画区域 整備済 (上下水道局建設課にて指導)

2 " 未整備 (土木建設課にて指導)

(ただし、整備済区域の近傍で下水道計画に基づく管を既設整備済管渠まで敷設する場合は、上下水道局建設課にて整備済区域扱いとして指導)

3 高野川流域 (土木建設課にて指導)

(ただし、流末が高野川流域外の場合は、受流施設により両課で協議)

4 下水道計画区域外 高野川流域外 (土木建設課にて指導)

5 八千代市全区域 高野川流域外 (土木建設課にて指導)

1.6 排水調整指導のコンセプト

1 下水道計画区域内整備済区域

(開発事業面積、A < 10,000)

調整量……各排水区に設定されている流出係数以上の排水量を調整量とする。

2 下水道計画区域内未整備区域

(開発事業面積、A < 10,000)

調整量……各排水区に設定されている流出係数以上の排水量と、U字溝等の流下能力の1/5と、合理式に基づく降雨強度曲線とのクロスポイントまでの累計値よりU字溝の流下能力の1/5の放出量を差し引いた値を比較し、大きい方を調整量とする。

3 高野川流域内

調整量……高野川の現況流下能力である比流量 0.02 (m³/ha) を超える雨水について調整する。

放出量……高野川の比流量 0.02 より 0.02 (m³/ha/sec) とする。

4 下水道計画区域外かつ高野川流域外

(開発事業面積、A < 10,000)

調整量……降雨確率 1/5 の強度の降雨までを調整する。

船橋市、鎌ヶ谷市で現在採用している根拠を参考とした。

565 (m³/ha) (堆砂量を含む) を調整する。

放出量……整備済河川の比流量 0.025 より 0.025 (m³/ha/sec) とする。

5 高野川流域外の八千代市全区域

(開発事業面積、10,000 ≤ A)

調整量……千葉県「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」に定める調整量を調整する。

2 開発事業に係る下水道事業指導指針

2.1 排水施設等の計画

- 1 開発事業者は、排水施設等の計画にあたっては、「下水道施設計画・設計指針と解説（公社日本下水道協会発行）」並びにこの基準に基づいて設計するものとし、詳細については、市長及び事業管理者と協議するものとする。
- 2 排水施設等は、開発事業区域の規模、形状及び周辺の状況並びに予定建築物等の用途等を考慮し、開発事業区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発事業区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適切に配置するものとする。

2.2 排水施設等の設置

計画下水量は、計画排水区域を対象として、計画汚水量及び計画雨水量を計算しなければならない。ただし、地形上計画排水区域外より流入する場合は、その下水量を考慮するものとする。

- 1 下水の排除方式は、八千代市下水道計画区域にあつては、汚水・雨水の分流式とする。
汚水管渠・雨水管渠その他の排水施設はこの計画に基づき設置するものとし、原則として、自然流下とする。
- 2 汚水は公共下水道供用区域においては、公共下水道に直接排除するものとする。
公共下水道認可内未整備区域においては、開発事業者の負担で公共下水道を整備できるものとする。なお、公共下水道認可区域外にあつては、開発事業者の負担で汚水処理施設を設置するものとする。
- 3 前号の規定により設置した公共下水道に接続される汚水管渠等は、開発事業の工事完了後速やかに八千代市に無償で提供するものとし、別途下水道施設の移管手続きをするものとする。また、公共下水道に接続されない汚水管渠等の維持管理は、汚水排水施設の移管に関する協定書を事業管理者と別途締結し、開発事業者が行うものとする。
なお、当該開発事業区域が公共下水道処理区域に編入された場合は、開発事業者の負担により速やかに開発事業区域内の汚水管渠等を公共下水道に接続するものとし、汚水集合処理施設の跡地利用については、市長と協議するものとする。
- 4 開発事業に伴い、排除先の既設汚水管渠の能力が不足すると認められる場合にあつては、当該施設の管理者と協議し、能力不足が生じない地点までの間を、原則として開発事業者の負担において改修するものとする。
- 5 開発事業区域及び周辺流域から流出する雨水を適切に処理するため、開発事業区域の面積、予定建築物等を考慮し、開発事業者の負担において「八千代市雨水排水施設整備指導指針」に基づく雨水調整施設を設置するものとする。
- 6 市が管理する排水施設が未整備の場合にあつては、開発事業者の負担において排水流末を整備するものとする。
- 7 河川、その他、公共の用に供している排水路等に雨水、又は、処理水を放流する場合は、あらかじめ当該施設の管理者と協議し同意を得るものとする。

- 8 市が管理する排水施設に、開発事業により新設される排水施設を接続する場合は、別途排水接続に関する申請書を提出し、承認を得なければならない。
- 9 開発事業区域内に存する排水路、又は、放流先の排水路で改修工事中の場合、又は、改修計画のある場合は、あらかじめ当該施設の管理者と協議しなければならない。
- 10 排水施設等を道路敷外に設置する場合は、市長及び事業管理者と協議の上、当該施設の敷設用地及び維持管理に必要な用地を確保し、市に無償で提供するものとする。
- 11 汚水の排水は、暗渠によって排出するものとする。
- 12 雨水の排水設備については、可能な範囲において浸透性の施設を考慮するものとする。

2.3 計画汚水量の計算

管渠設計に用いる計画汚水量は、生活、又は事業により排出される排水量に、地下水量を加えて算定するものとし、次の式により算出することとする。ただし、計画汚水量が八千代市下水道計画に定める汚水量に満たない場合は、八千代市下水道計画に定めるものとする。

$$Q = \frac{P \times q_1 + A + B}{24 \times 60 \times 60}$$

Q : 時間最大計画汚水量 (m³/min)

P : 計画人口 (人)

A : 地下水量 (m³/人・日)

$$A = P \times q_2$$

B : 事業により排出される時間最大排水量 (m³/日)

q₁ : 生活汚水量原単位 (時間最大) (m³/人・日)

q₂ : 地下水量原単位 (時間最大) (m³/人・日)

2.4 計画雨水量の計算

管渠設計に用いる計画雨水量は、次の式により算出することとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q : 最大計画雨水流出量 (m³/sec)

C : 流出係数

I : 流達時間 (t) 内の平均降雨強度

$$I = \frac{5,000}{t+400} \quad (50\text{mm/時})$$

t : 流達時間 = 流入時間 (t₁) + 流下時間 (t₂)

$$t_1 = 5 \text{ 分}$$

$$t_2 = \text{管渠延長 } L \text{ (m)} / \text{流速 } V \text{ (m/sec)} \times 60 \text{ (min)}$$

(V はクッター式による)

2.5 計画排水断面

- 1 管渠の断面は、円形管を標準とし、断面決定に用いる流量の算出は、クッター式を用いるものとする。

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \times \frac{n}{\sqrt{R}}} \times \sqrt{(R \cdot I)} \quad Q = A \cdot V$$

V	: 流速	(m/sec)	n	: 粗度係数
I	: 勾配	(分数又は小数)	R	: 径深 (m) (=A/P)
Q	: 流量	(m ³ /sec)	P	: 流水潤辺長 (m)
A	: 流水の断面積	(m ²)		

- 2 雨水管渠は、円形管が満流、ボックス・カルバート及び開渠が9割水深、台形水路が60cmの余裕高で能力を算定する。

2.6 管渠等の流速及び勾配

流速は、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は、下流に行くに従いしだいに緩くなるようにし、下記の各項目を考慮して定める。

- 1 汚水管渠の流速は、計画汚水量に対し最小0.6m/sec、最大3.0m/secとする。
- 2 雨水管渠の流速は、計画最大雨水流出量に対し最小0.8m/sec、最大3.0m/secとする。
- 3 理想的な流速は、汚水管渠、雨水管渠とも1.0～1.8m/sec程度である。

2.7 管渠の種類

下水管渠は、鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニル管及びボックス・カルバート等、用途に応じて内圧及び外圧に対して十分耐える構造及び材質のものを使用する。

2.8 最小管径

最小管径は、汚水管渠が200mm、雨水管渠が250mmとする。

2.9 管渠の余裕率

汚水管渠は、計画時間最大汚水量に対し、下記の余裕を見込むものとする。

- | | | | |
|---|-----------------------|--------|-----------------|
| 1 | 700mm 未満 | 計画汚水量の | 100% |
| 2 | 700mm 以上 1,650mm 未満 | 計画汚水量の | 50%以上
100%以下 |
| 3 | 1,650mm 以上 3,000mm 未満 | 計画汚水量の | 25%以上
50%以下 |

2.10 管渠の埋設深さ

管渠の埋設深さは、次の基準に適合させるものとする。

- 1 下水管渠は、公道内及び在来水路敷きを使用する。その埋設位置及び深さは、道路管理者等と協議して定める。
- 2 汚水管渠及び雨水管渠の最小土被りは、原則 1.0m とする。

2.11 管渠の接合及び継手

管渠の接合及び継手の構造は、次の基準に適合させるものとする。

- 1 管渠径が変化する場合と2本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則として、管頂接合とする。なお、同径管渠の接合は、マンホール等による損失を見込み、2 cm の落差を設けるものとする。
- 2 地表勾配が急な場合は、管渠径の変化の有無に関わらず、原則として地表勾配に応じ、段差接合、又は、階段接合とする。
- 3 2本の管渠が合流する場合の中心交角は、なるべく 60° 以下とし、曲線をもって合流する場合の半径は、内径の5倍以上とする。

2.12 マンホール

マンホールの設置及び構造は、次の基準に適合させるものとする。

- 1 マンホールは、下流管渠の方向、勾配、又は、管径の変化する箇所及び下水管渠の合流する箇所等維持管理の上で必要な箇所に設置するものとする。
- 2 マンホールは、下水管渠の直線部においても管径により、表V-2-1の範囲内の間隔をもって設ける。

表V-2-1 マンホールの管径別最大間隔

管 径(mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔(m)	75	100	150	200

- 3 汚水管渠の接合が段差接合となる場合には、段落の生ずる所に必ずマンホールを設け、段落 60 cm 以上の場合は、副管付きマンホールとする。なお、副管は、原則外副管とする。

4 マンホールの種類及び形状は、表V-2-2の用途に適合した形状を標準とする。

表V-2-2 組立マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
組立 0 号 マンホール	内径75cm円形	小規模な排水又は、起点。他の埋設物の制約等から1号マンホールが設置できない場合。
組立 1 号 マンホール	内径90cm円形	管の起点及び600mm以下の管の中間点並びに内径400mmまでの管の会合点
組立 2 号 マンホール	内径120cm円形	内径 900mm以下の管の中間点及び内径500mm以下の管の会合点
組立 3 号 マンホール	内径150cm円形	内径1,100mm以下の管の中間点及び内径700mm以下の管の会合点
組立 4 号 マンホール	内径180cm円形	内径1,350mm以下の管の中間点及び内径800mm以下の管の会合点

5 マンホールの蓋は、市章入り鋳鉄製とし、八千代市型グラウンド・マンホールφ600仕様書によるものとする。

6 斜壁（側塊）、底盤は、既成コンクリートブロックとし、底部には管渠の状況に応じたインバートを設けるものとする。

2.1.3 取付管

取付管の構造は、次の基準に適合させるものとする。

- 1 取付管は、硬質塩化ビニル管を使用し、最小管径 150mm とする。
- 2 取付管の敷設方向は、本管に対して原則直角、かつ、直線的に敷設する。
- 3 本管の取付部は、支管を用いて本管に対して 60° 又は 90° とする。
- 4 取付管の間隔は、1.0 m 以上離れた位置とする。
- 5 取付管の勾配は、10 %以上とし、位置は本管の中心線から上方向に取り付ける。

2.1.4 柵

汚水柵は、本管からの第1柵を公設柵とする。

雨水柵は、原則、私設柵とするが公設雨水柵設置区域内（公共下水道雨水本管接続の場合）は、公設柵に準ずる。

- 1 公設柵は、管径 200 mm の硬質塩化ビニル製を標準とし八千代市塩ビ製小口径公設柵仕様書によるものとする。
- 2 公設雨水柵は、硬質塩化ビニル製又は鉄筋コンクリート製を標準とする。
- 3 公設汚水柵の深さは、地盤から流入管底が 80 cm 以上 150 cm 以下とし、80 cm 未満及び 151 cm 以上については公共下水道管理者と協議するものとする。

4 公設汚水柵のインバートは、横型（クロス、ストレート）を基本とし、設置場所の状況により縦型（ドロップ）を使用することができるものとする。

ただし、縦型を使用する場合の条件は、設置場所の地盤が道路地盤から 2 m 以内（建築確認が必要とされる工作物の高さ以内）とし、これによりがたい場合は、別途公共下水道管理者と協議すること。

5 公設柵の位置は、原則民有地内で、公道との境界線から 1 m 以内に設置する。

6 公設柵の蓋には、表面に「おすい」・「うすい」（ひらがな表示）を表示し、市章を中心部に着色（日本工業会 S 45-941、マンセル記号 R40-941）表示をする。

7 公設柵の蓋は、防水、防臭のためにパッキンリングを装着するものとし、マイナスドライバー等によって容易に開閉できる構造とする。

8 公設柵の蓋と受け枠は、鎖でつながったものとする。

9 公設柵の蓋の種類は、表 V-2-3 による適用荷重に耐えられる構造とする。

表V-2-3

適用荷重	種類	設置場所
T-2	塩ビ製蓋 ワンタッチタイプ、オス型	1. 玄関先、庭、道路 2. 一般住宅内の舗装済駐車場
T-8	保護鉄蓋 防護ハット型	1. 小型、中型、トラック駐車場 2. 一般住宅内の未舗装駐車場
T-25	保護鉄蓋 防護ハット型	1. 車道、不特定多数の車の出入する駐車場等